

令和5年度 全国厚生労働関係部局長会議 資料

(社会・援護局(社会)) 令和6年1月

目 次

1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しについて	3
2	生活困窮者自立支援制度の推進等について	10
3	生活保護制度等について	20
4	重層的支援体制整備事業の取組状況	31
5	自殺対策の推進について	35
6	困難な問題を抱える女性への支援の推進について	44
7	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	48
8	ひきこもり支援について	50
9	成年後見制度の利用促進について	54
10	福祉・介護人材確保対策について	57
11	社会福祉法人制度等について	63
12	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	67

1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等の見直しについて

(1) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、全国的に生活困窮に係る相談者数が急増するとともに、相談内容の複雑化、相談者層の多様化が見られた。
- こうした状況も踏まえ、両制度等の見直しに向け、令和4年6月より「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」で議論を行い、令和4年12月には「中間まとめ」が、令和5年12月には「最終報告書」がとりまとめられた。また、国と地方の協議を令和5年12月に行い、地方団体の意見を聴取した。
- 「最終報告書」では、「中間まとめ」を踏まえた制度見直しの具体的な方向性に加えて、居住支援の充実について具体的な方向性が示された。
- 特に居住支援に関しては、単身高齢者の増加、持ち家率の低下等に対応できるよう、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（国土交通省・厚生労働省・法務省で開催）における議論も踏まえ、検討を深めていただいた。

(2) 令和6年の取組

- 「最終報告書」（※1）において示された方向性を踏まえ、次期通常国会に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的な見直しのための関連法案を提出し、所要の見直しを行う予定。（※2）

※1 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html

※2 2月上旬に法案の閣議決定がされた後、ホームページで公表予定

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の更なる増加等の今後の見通しを踏まえ、これらの課題にも適切に対応できるよう、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の構築や子どもの貧困対策等をはじめとする、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを実現すべきである。

○居住支援について

現状・課題

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合も多い。
住まいの確保等に関する相談支援から緊急一時的な居所の確保、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。
- 無料低額宿泊所について、事前届出制を導入し、規制を実施しているが、無届の施設もある。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立相談支援事業（困窮法）における住まい支援の明確化、重層的支援体制整備事業（社福法）における多機関協働や居住支援の活用が必要。
- 居住支援法人等が見守り等のサポートを行う住宅の仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して検討を進めることが必要。
- サポートを行う住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助（家賃）については、代理納付の原則化の検討を進めることが必要。
- 生活困窮者一時生活支援事業を実施するよう努めるものとするとともに、同事業におけるシェルターにおいて緊急一時的な居所確保の支援を行うこと、見守り等の支援（地域居住支援事業）の支援期間が1年を超える場合の状況に応じた柔軟な活用等が必要。
- 生活困窮者住居確保給付金について、新たに転居費用を補助することにより、安定的な居住に繋げることが必要。
- 無料低額宿泊所について、届出義務違反への罰則や、無届疑い施設に関する保護の実施機関から都道府県への通知の仕組みが必要。
- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの個別支援計画の作成を制度化する等の対応が必要。

○子どもの貧困への対応

現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度において、引き続き子どもの貧困対策を進めていくことが必要。
- 生活保護受給中の子育て世帯には必要な情報や支援が届きにくく、支援の場に来ない世帯等、より個別支援を行う必要性が高い。
- 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえて高等学校卒業後就職することも重要であるが、就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがない。

見直しの方向性

- 子どもの学習・生活支援事業について、生活支援を学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討することが必要。
- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択等に関する相談・助言を行うことができる事業を創設することが必要。
- 高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援として、一時金を支給することが必要。

○医療扶助、被保護者健康管理支援事業の適正実施等

現状・課題

- 医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要。

見直しの方向性

- 都道府県が地域別にデータ・課題分析及び評価を実施し、優先的に取り組む課題と取組目標の設定を行うとともに、市町村の取組に対する支援を行うよう努めることが必要。
- 国による、データ提供・分析等に係る体制整備の支援が必要。

○自立相談支援等の強化について

現状・課題

- 生活困窮者や被保護者が抱えている課題は多様化・複雑化、自立相談支援機関やケースワーカーが単独で対応方針を検討するのが困難なケースも多数存在。
- 対応困難ケースに関係機関等が連携して対応する体制を整備するとともに、地域の支援体制を検討する枠組みが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立支援法の支援会議の設置を推進するため、その設置を努力義務化することが必要。
- 生活保護制度において、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できるよう法定化することが必要。

○就労支援及び家計改善支援の強化・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

現状・課題

- 困窮状態からの脱却には、収入・支出両面からの生活の安定が必要不可欠である一方、直ちに一般就労することが困難な者や、家計の改善を必要とする者も多く存在。
- 全国どこに住んでいても、就労準備支援や家計改善支援について必要な支援を受けることができる体制の整備が重要。
- 生活困窮制度と保護制度の間を移行する者も一定数いる中で、本人への切れ目のない連続的な支援が課題。
- 生活困窮者が就労準備支援事業の利用につながらない背景に、交通費負担が困難であることが挙げられる。
- 被保護者の就労による自立を支援する就労自立給付金の算定方法について、就労開始時点等から早期に保護を必要としなくなる者に対する給付額が少なめになる課題。

見直しの方向性

- 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業を必須事業化しないとしても、効果的かつ効率的に実施されるよう、**国による自治体の支援や広域連携等の環境整備**により、**全国的な実施を目指す**ことが必要。
- **被保護世帯向けの就労準備支援、家計改善支援、居住支援について法定化**して、より幅広い自治体での実施を促すことが必要。
- **生活困窮者向け事業を被保護者に対しても実施**することを可能とすることについて検討が必要。
- **両制度で連携して研修を実施**するなどにより、両制度の関係者同士で相互理解を深めることが必要。
- 生活困窮者就労準備支援事業の利用時の交通費負担軽減の仕組みについて検討することが必要。
- 就労自立給付金の算定方法について、**就労期間に応じてメリハリを付ける見直し**を行う方向で検討することが必要。

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会（厚生労働省、国土交通省、法務省による合同設置）

検討会の概要

【趣 旨】

生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、刑務所出所者などの住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）が安心して生活を送るためには、生活の基盤となる住まいを確保することが重要であり、今後の単身高齢世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の居住ニーズは高まることが見込まれる。

このため、厚生労働省、国土交通省、法務省の3省合同による本検討会を設置し、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について検討する。

【事務局】

厚生労働省、国土交通省、法務省

開催スケジュール

第1回 令和5年7月3日

- ・住宅確保要配慮者の居住支援関連政策の現状と課題等

第2回 令和5年8月1日

- ・関係団体からの報告①

第3回 令和5年8月28日

- ・関係団体からの報告②

第4回 令和5年9月23日

- ・住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する議論の整理
（中間とりまとめ素案）

第5回 令和5年12月5日

- ・住宅確保要配慮者の居住支援機能等のあり方に関する中間とりまとめ案

委員等（順不同、敬称略）◎座長

【委員】

- ◎大月 敏雄 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 井上 由起子 日本社会事業大学専門職大学院 教授
- 常森 裕介 東京経済大学現代法学部 准教授
- 中川 雅之 日本大学経済学部 教授
- 三浦 研 京都大学大学院工学研究科 教授
- 矢田 尚子 日本大学法学部 准教授
- 奥田 知志 （一社）全国居住支援法人協議会共同代表 副会長
NPO法人抱樸 理事長
- 早野 木の美 （公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 荻野 政男 （公財）日本賃貸住宅管理協会 常務理事
- 岡田 日出則 （公社）全国宅地建物取引業協会連合会 理事
- 三好 修 （一社）全国居住支援法人協議会共同代表 副会長
（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会 前会長
- 出口 賢道 （公社）全日本不動産協会 常務理事
- 金井 正人 社会福祉法人全国社会福祉協議会 常務理事
- 稲葉 保 更生保護法人全国更生保護法人連盟 事務局長
- 林 星一 座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長
- 加藤 高弘 名古屋市住宅都市局住宅部長

【オブザーバー】

独立行政法人都市再生機構

独立行政法人住宅金融支援機構

中間とりまとめ (案) の概要

現状・課題

住宅確保要配慮者 (賃借人) を取り巻く現状・課題

- 人口減少が進む一方、高齢者 (特に75歳以上) は増加。単身の高齢者は2030年には800万世帯に迫る見通し
※75才以上人口 約1,613万人 (2015年) → 約2,288万人 (2030年推計)
- 住宅確保要配慮者 (以下「要配慮者」) は、住宅に困っているだけでなく複合的な課題を抱えている場合が多い。

大家 (賃貸人) を取り巻く現状・課題

- 要配慮者の孤独死等への不安から、一定割合が拒否感を有している。
※高齢者、障害者に対する大家の入居拒否感：約7割
※高齢者の入居拒否の理由：居室内での死亡事故等への不安が約9割
- 民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。
※空き家数は 約849万戸。そのうち賃貸用空き家は 約433万戸
※住戸面積30㎡未満の民間賃貸住宅は約32% (公営住宅は1%)

現行の住宅セーフティネット制度の現状・課題

- ・居住支援法人716法人 ・居住支援協議会 132協議会 うち、都道府県47 (100%) 市区町村90 (5%)
- ・要配慮者専用の住宅やすぐに入居できる住宅が少ない (登録住宅約87万戸うち専用住宅5,357戸、登録住宅の空室率2.3%)
- ・登録住宅に低家賃の物件が少ない (家賃5万円未満は19%(東京都1%))

基本的な方向性

要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居するための市場環境の整備

「住宅」と「福祉」が緊密に連携し、行政が積極的に関与しつつ相談から入居前、入居中、退居時までの一貫した総合的・包括的な支援体制を構築。居住支援法人の効果的な活用。

賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、賃貸人の不安を解消しつつ住宅ストックを積極的に活用

今後の取組 (検討事項)

- ①居住支援の充実 ②大家(賃貸人)が住宅を提供しやすい市場環境の整備
- ③住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策 ④地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

⇒具体的な検討事項は次ページ

今後に向けて

住宅セーフティネットの機能を一層強化するため、多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築や、制度の充実・見直し、補助、税制等幅広い方策について検討を進め、可能な限り早期に実施するよう、国土交通省、厚生労働省、法務省が連携して取り組むべきである。

今後の取組（具体的な検討事項）

①住宅確保要配慮者（賃借人）への居住支援の充実

- 住宅部局と福祉部局の連携による総合的で地域に密着した**ハード、ソフトに関する情報提供・相談体制**の構築・充実。入居前から退居時（死亡時含む）まで切れ目なく対応する体制を整備（**居住支援協議会を積極的に活用**）
- その際、福祉・住宅相談窓口等における**住まいに関する相談・支援機能の強化・明確化**
- **居住支援法人が安定的に地域で必要な取組**を行うための仕組み（サブリース事業の円滑な実施を含む）
- 居住支援法人等が緩やかな見守りを行い、必要な福祉サービスにつなぐなど、**伴走型のサポートを行う新たな住宅の仕組みの構築**

②大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境の整備

- 要配慮者に対する**家賃債務保証制度の充実**、緊急連絡先が確保できないなどの課題への対応
- 生活保護受給者への**住宅扶助の代理納付の原則化**
- 居住支援法人の関与など、孤独死した場合の**残置物処理等の負担を軽減**できる仕組み
- **終身建物賃貸借**（死亡時に借家権が相続されない賃貸借）の**対象住宅の拡大**や**事務手続きの簡素化**
- 賃貸人が安心して住宅を提供できるよう、**安否確認や見守りなどの入居中のサポートの充実**

③住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策

- セーフティネット住宅の**居住水準の見直し**、改修費への支援の柔軟な運用等
- 公営住宅等の**公的賃貸住宅との役割分担**と公的賃貸住宅ストック等の積極的活用
- 住宅だけではなく、**地域における居場所（いわゆるサードプレイス）づくり**の取組の推進

④地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

- **基礎自治体レベルで関係者が連携**し、各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な体制整備を図るため、**市区町村における居住支援協議会の設置**の更なる推進
- 一人一人の様々な状況・課題に合わせた必要な支援を適切に**コーディネートするための体制**
- **刑務所出所者等への見守り等の支援**による賃貸人の理解と協力の拡大

2 生活困窮者自立支援制度の推進等について

(1) 現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度の見直しについては、令和5年12月にとりまとめた「最終報告書」において、居住支援の強化、自立相談支援機能の強化、就労支援及び家計改善支援の強化等について検討していくことが必要とされた。
- また、緊急小口資金等の特例貸付（令和2年3月末～令和4年9月末）の返済が令和5年1月から始まっている。借受人の方へは、社会福祉協議会と自立相談支援機関の連携により、アウトリーチも含めたプッシュ型のフォローアップ支援を行っている。

(2) 令和6年度の取組

- 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案において、生活困窮者に対する切れ目のない支援を行い、生活困窮者自立支援制度の充実を図るための予算を計上。
 - 令和5年度補正予算において、
 - ①地域のNPO法人等に対する活動支援など、柔軟な相談支援を行うための体制強化を図る
 - ②住まい支援について、総合的な相談支援から見守り等の居住支援までを一貫して行うモデル事業を実施
 - ③特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等を行う相談員の加配
 - 令和6年度当初予算案において、制度見直しの議論を踏まえ、自立相談支援事業等について支援実績や支援の質の向上に向けた取組を適切に評価できる補助体系への見直しを行う。また、一時生活支援事業（シェルター事業）の緊急一時的な受入れの促進や就労体験先への交通費の支給、研修体系の見直し等の支援強化を図ることとしている。

(3) 依頼・連絡事項

- 最終報告書で示された対応の方向性を踏まえ、住まいに課題を抱える方への支援を進めていく必要があるため、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案にかかる住まい支援に関する事業に積極的に取り組んでいただくとともに、住宅部局、居住支援法人等の関係機関との連携体制の強化を図られたい。
- 令和6年度当初予算案において自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の補助体系見直しを行うこととしており、引き続き生活困窮者への積極的な支援や支援の質の向上に向けた更なる取組をお願いしたい。
- また、令和5年度補正予算の「生活困窮者自立支援の機能強化事業」を活用し、引き続き地域の実情を踏まえた積極的な取組や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援に向けた自立相談支援機関等に対する支援体制の強化等をお願いしたい。

生活困窮者自立支援制度の体系

R6年度予算案：531億円
+ R5年度補正予算：30億円



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,387機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する
支援が必要

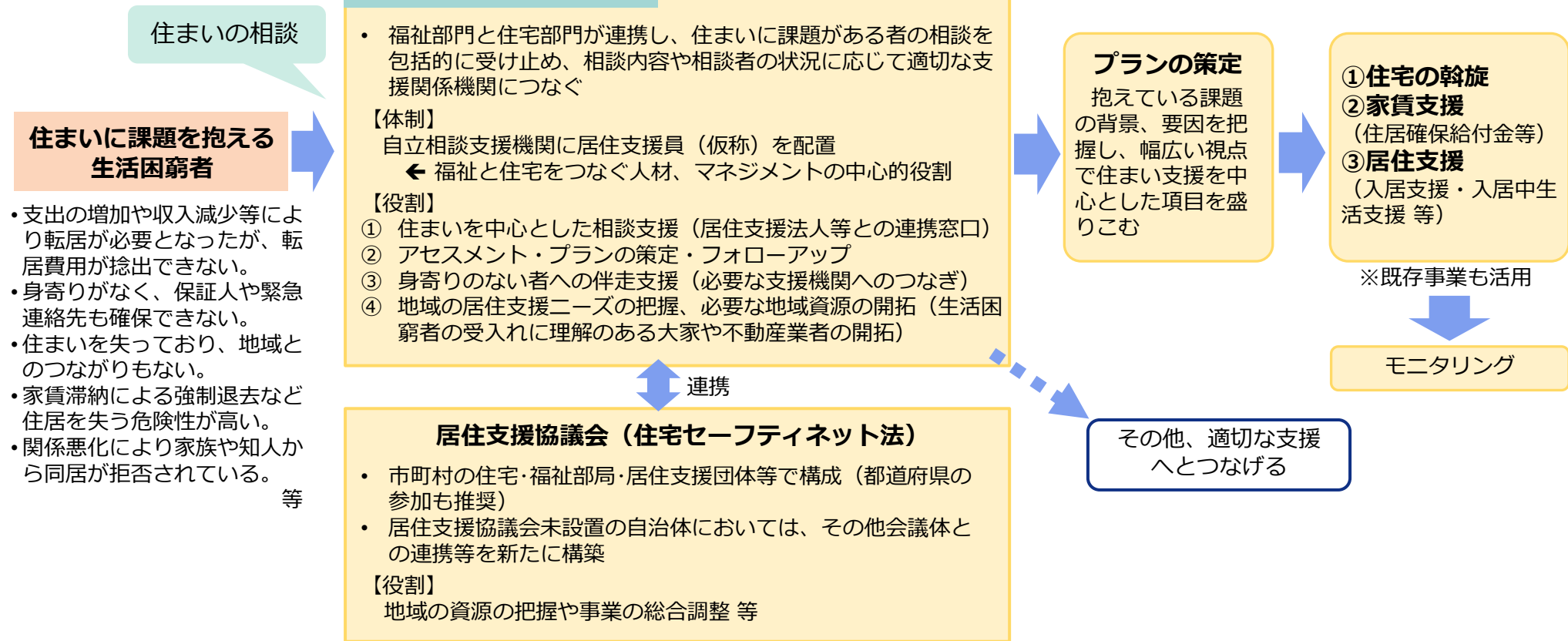
□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ



3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可
【補助率】：国 3 / 4、福祉事務所設置自治体 1 / 4

① 施策の目的

物価高騰による生活困窮者の増加に伴う緊急的な対応が必要であること、また、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、物価高騰等による生活困窮者の増加への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

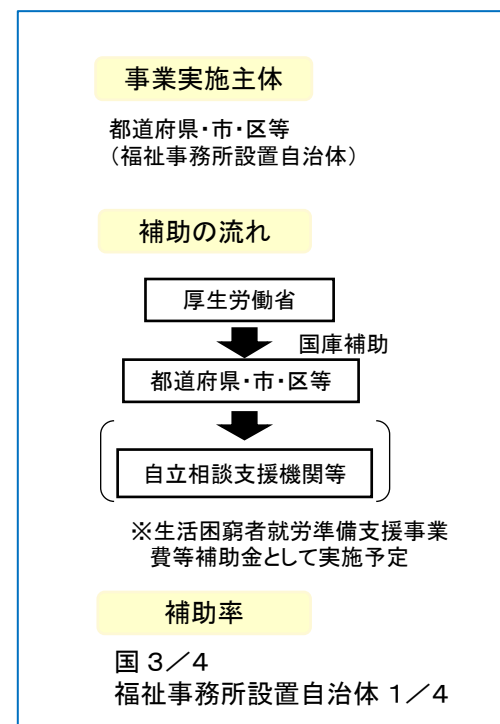
- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保 (必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) 負担率：3/4

就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施体制の強化 (支援実績等に応じた補助体系の見直し等)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績に応じた加減算の実施
 - ・ 標準的な支援件数と支援実績との間に一定の乖離がある場合、基本基準額に当該実績に応じた加減算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、就農訓練事業(就労準備)、司法専門職との連携(家計改善)等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2(自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3)

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

- ※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。
- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
 - ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
 - ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

緊急小口資金等の特例貸付における償還の状況（令和5年10月末日時点の実績）※速報値

(1) 償還免除・猶予決定件数（緊急小口資金・総合支援資金（初回）） ※（）内は令和5年9月末時点の数値

対象債権件数	償還免除					③償還猶予
	①判定年度における 住民税非課税免除	②償還開始以降の免除（①以外）			③償還猶予	
		(1) 借受人に よる申請	(2) 相続人へ の職権免除	(3) 社協によ る職権免除		
2,741,810	999,799 (965,541)	87,057 (72,492)	49,072 (35,284)	16,233 (15,764)	21,752 (21,444)	100,539 (95,958)

（厚生労働省 社会・援護局 生活困窮者自立支援室調べ）

※ ①の申請件数：1,117,954件

※ (1) の要件は、判定年度以降における住民税非課税や生活保護の受給など。

※ (2) の要件は、借受人の死亡など。

※ (3) の要件は、債務整理や住居不明により通知が返送され償還が開始されない場合など。

※ ③の申請件数：111,357件

※ 表内の数値は令和5年11月1日時点で報告があったものの集計であり、今後変動の可能性があり得る。

※ 対象債権件数は、令和6年1月から償還開始となる債権の一部を含む。

(2) 償還実績（緊急小口資金・総合支援資金（初回）の合計） ※（）内は令和5年9月末時点の数値

①償還対象債権件数	②償還された債権数	③償還された 債権数割合 (②/①)	④償還予定金額 (百万円)	⑤償還された金額 (百万円)	⑥償還された 金額割合 (⑤/④)

（全国社会福祉協議会調べ）

※ 令和5年10月末日時点の償還実績について、都道府県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会へ報告されたものを令和5年11月20日時点で抽出したものであり、今後変更があり得る。

※ 令和5年1月の償還開始前に償還が完了している債権（約2.5万件）及び償還金額（約51億円）は除く。

※ 「②償還された債権数」は令和5年10月までに償還があった件数（償還予定金額の一部が償還されたものを含む）。ただし、償還がなされた後に償還免除又は償還猶予となった債権は除く。

※ 「④償還予定金額」は令和5年10月までに償還される予定額。

※ 「④償還予定金額」及び「⑤償還された金額」には令和5年1月以降に一括償還、分納・少額返済された分を含む。

緊急小口資金等の特例貸付を借りている生活困窮者への支援

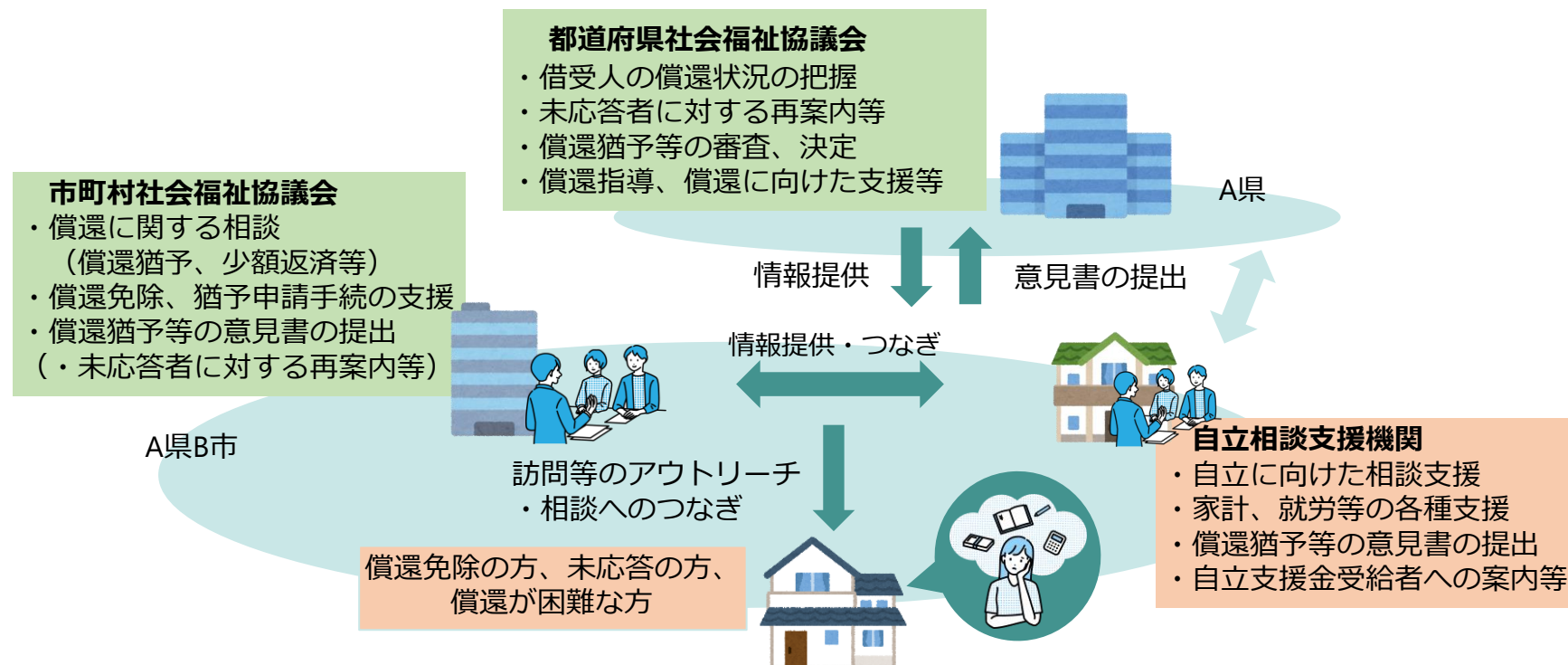
(都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ため、緊急小口資金等の特例貸付を受けた者のうち、現在も生活に困窮していることにより生活困窮者自立相談支援制度による支援を必要としている者

自立相談支援機関における支援のイメージ

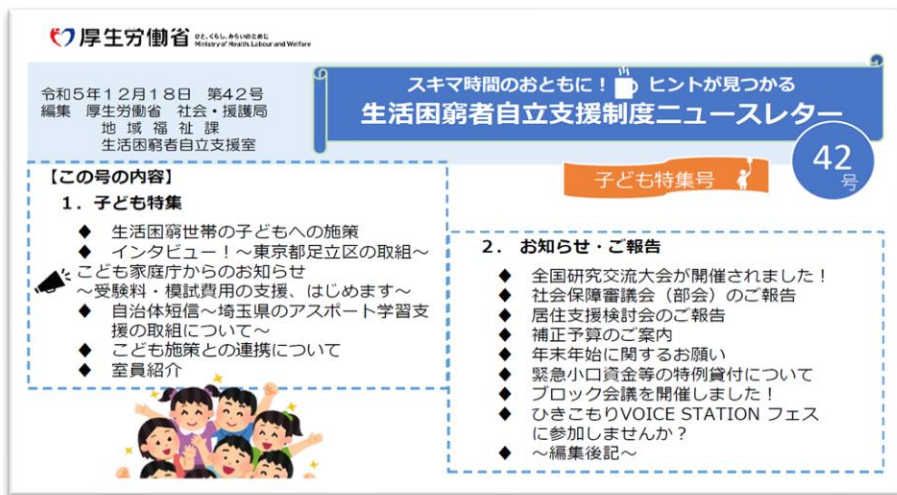
- ・社会福祉協議会からの情報提供も踏まえ、訪問等のアウトリーチや自立に向けた相談支援
- ・社会福祉協議会における特例貸付の償還免除や償還猶予に関する相談へのつなぎ
- ・家計改善、就労支援等の各種支援
- ・特例貸付の償還猶予等に係る意見書の提出



支援のヒント、最新情報等は こちらもご参照ください！

生活困窮者自立支援制度ニュースレター

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報など、取組・支援の参考となる情報をお届けするニュースレターを発行しています。



困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、制度情報や研修の教材などを集約したウェブページです。支援員専用ページには、支援員同士が情報交換できるコーナーもあります。



バックナンバーはこちら

▲最新号

厚生労働省HP 「自治体担当者の方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

<https://minna-tunagaru.jp/>



支援員専用ページのID、パスワードは、地方自治体の生活困窮者自立支援制度担当にお問い合わせください※。



※ID等が不明な場合の照会先：
ウェブサイト運営事務局
Mail : info@minna-tunagaru.jp
TEL : 03-3232-6131

3 生活保護制度等について

(1) 現状・課題

- 生活保護制度の見直しについては、「最終報告書」において、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとした会議体の設置、生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ手法による相談・助言、高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支援、医療扶助等に関する都道府県の市町村への関与、困窮制度と保護制度との連携等について制度見直しの具体的な方向性が示された。
- 本年3月から本格運用となる医療扶助オンライン資格確認について、福祉事務所や医療機関等が円滑に準備を進めるための周知広報等を実施。
- 多剤投薬の適正使用に係る取組として、令和5年度から新たに指導対象者等に対する薬剤師等による訪問指導等を実施。
- 都道府県等による医療機関等への関与については、「最終報告書」において、必ずしも医療扶助の適正な実施に係る効果的な指導の実施ができていないことが指摘されている。
- 生活保護システム標準化については、昨年3月末に標準仕様書1.1版を公表したところ。また、令和5年度内に2.0版を公表する予定。

(2) 令和6年度の取組

- 生活保護法改正案に、生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ手法による相談・助言、高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支援を令和6年度に実施することを盛り込む予定。
- 医療扶助オンライン資格確認の施行後も、円滑な運用に向けた周知広報等を実施するとともに、同仕組みを活用し、早期に被保護者の頻回受診の傾向を把握し、助言等を行う取組を試行的に実施。
- 多剤投薬に着目したレセプト点検の対象範囲を拡充して、多剤投薬者に対する医薬品の適正使用に係る取組を実施。
- 都道府県等がより効果的に医療機関等に対して指導を実施できるよう、令和5年度末に医療扶助運営要領を改正する。
- 生活保護システム標準化について、標準仕様書2.0版公表以降も、対応すべき課題等を検討し、必要に応じて引き続き調査研究を行う。

3 生活保護制度等について

(3) 依頼・連絡事項

- 被保護世帯の子どもが高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援については、令和6年3月卒業生にも支給できるよう、令和6年1月1日に遡及適用する予定であり、適宜ご対応をお願いしたい。詳細については、別途お知らせする。
- 医療扶助オンライン資格確認の円滑な運用に向けた準備作業について適切にご対応いただきたい。特に、昨今のマイナンバーの紐付け誤り等を受け、中間サーバー等への資格情報等の登録に当たって、マイナンバーの真正性確認を確実に行うようお願いしたい。
- 以下取組に係る経費については、今後国庫補助対象とする予定のため、各自治体においては、実施に向けて積極的にご検討願いたい。
 - 医療扶助オンライン資格確認を活用し、頻回受診の傾向がある者への早期の助言等のモデル事業実施。
 - 多剤投薬の適正化に向け、レセプト点検の対象範囲を9種類以上に拡充して訪問指導等を実施。
- 都道府県等による個別指導について、医療扶助運営要領を改正し、その指導結果の内容等を管内医療機関に周知する等の「見える化」を図る予定であり、一層の適正な実施をお願いしたい。詳細は追ってお知らせする。
- 生活保護システム標準化について、各自治体においては、令和7年度までにガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用することとされているため、その移行に向けた準備作業について適宜ご対応をお願いしたい。
- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に盛り込まれている児童手当の多子加算拡充について、今般の拡充方針の趣旨・目的に鑑み、多子加算の拡充分については収入として認定しない方針。具体的な取扱いは所要の法案等が成立次第別途お知らせする。

生活保護関係の令和6年度予算（案）

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに係る関連法案は令和6年度通常国会に提出を予定している。制度見直し内容については順次実施していく予定であり、令和6年度においては、高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給や、就労自立給付金のインセンティブ強化、訪問等による子どもの学習・生活環境に関する相談・助言支援などに取り組む。
- また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の強化等による事務の適正化等に加え、頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業を実施する自治体への支援を行うことにより、生活保護の適正実施を推進する。

生活保護費負担金

令和6年度予算(案) 2兆7,927億円（対前年度当初予算額 + 26億円）

内訳	生活扶助等	1兆3,356億円	（対前年度当初予算額 +158億円）
	医療扶助	1兆3,729億円	（対前年度当初予算額 ▲142億円）
	介護扶助	842億円	（対前年度当初予算額 +11億円）

※制度改正による見直し内容を含む。

【新規】被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給（注）なお、令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給する方向で検討中
【運用見直し】就労自立給付金のインセンティブ強化

令和6年度生活保護関係負担金・補助金等の新規・拡充事項

- ① 子育て世帯への訪問等による相談・助言支援の実施 1.6億円
被保護世帯の子ども及びその保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことで、本人の希望を踏まえた多様な進路選択ができるよう環境改善を図る。
- ② 頻回受診の傾向がある者への早期の助言等のモデル実施 63百万円
医療扶助のオンライン資格確認システムを活用し、福祉事務所が頻回受診の傾向がある者をより早期に把握し、その者に対して適切な受診を促すなどの助言・介入等を行うモデル事業を実施する。
- ② 多剤投薬の適正化に向けた支援 医療扶助適正実施推進事業の内数
多剤投薬に着目したレセプト点検の対象範囲を拡充し、薬剤師等による専門的な見地からの訪問指導等を実施し、医薬品の適正使用につながるよう支援を強化する。

（参考）令和5年度補正予算

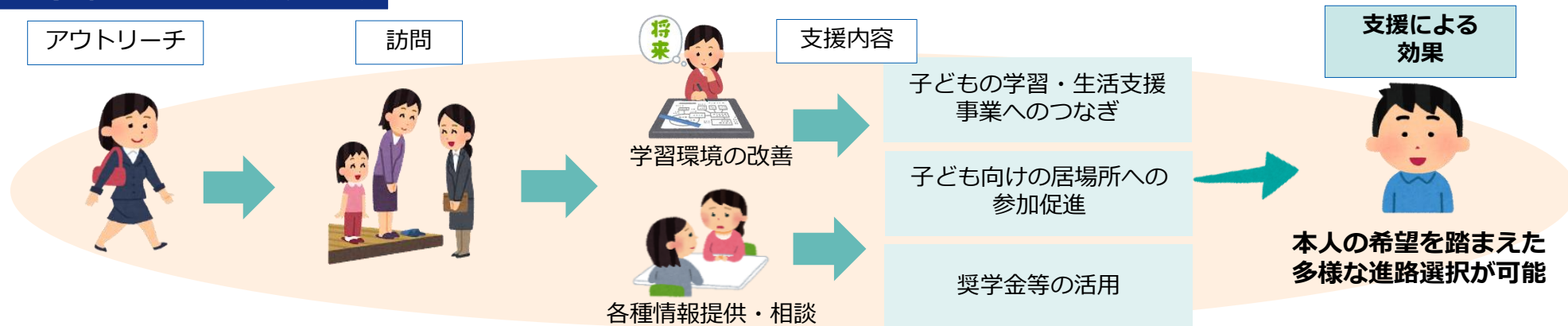
- 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・薬局への補助 17億円
- 福祉事務所における他機関連携支援体制構築のモデル事業の実施 26百万円
- 被保護者に対する金銭管理支援の試行 6.7億円
- 生活保護業務関係システムの改修 7.3億円 等

令和6年度当初予算案 1.6億円（-） ※（-）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもの発達についての知識などが不足しているなどの課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 補助率：2/3

※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定。

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被保護世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要である。
- 被保護世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際に新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。

2 支給要件等

- 支給対象：高等学校等を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認めた者
- 支給額：別居30万円、同居で世帯が保護廃止となった場合10万円

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4

※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定（進学準備給付金の支給対象の拡大）

※令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給する方向で検討中

令和6年度当初予算案 29百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

（目）自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

1 事業の目的

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会にて整理された「中間まとめ」において、医療扶助における都道府県のカバナー強化を図るため、
 - ・ 都道府県が広域的な観点から、市町村に対し取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行えるようにしていくことが必要
 - ・ 国としても、好事例の把握やその横展開等、都道府県に対する支援に取り組むことが重要であることを指摘されている。
- そこで、本事業では、全ての都道府県が質の高いデータ分析に基づくPDCAサイクルの展開を推進することができるよう、令和5年度に作成するデータ分析支援ツールとマニュアルを活用した自治体向け研修会を実施する。

2 事業の概要・スキーム

国（委託事業）

- ・ 好事例の収集
- ・ 研修教材の作成
- ・ 研修会の運営

等



研修会

- ・ 学識経験者等による講演
- ・ データ分析の演習
- ・ 都道府県間の情報交換会
- ・ 好事例の横展開 等

都道府県

- ・ 研修会への参加



データ分析に基づく取組推進

3 実施主体等

実施主体：国（委託事業）

国

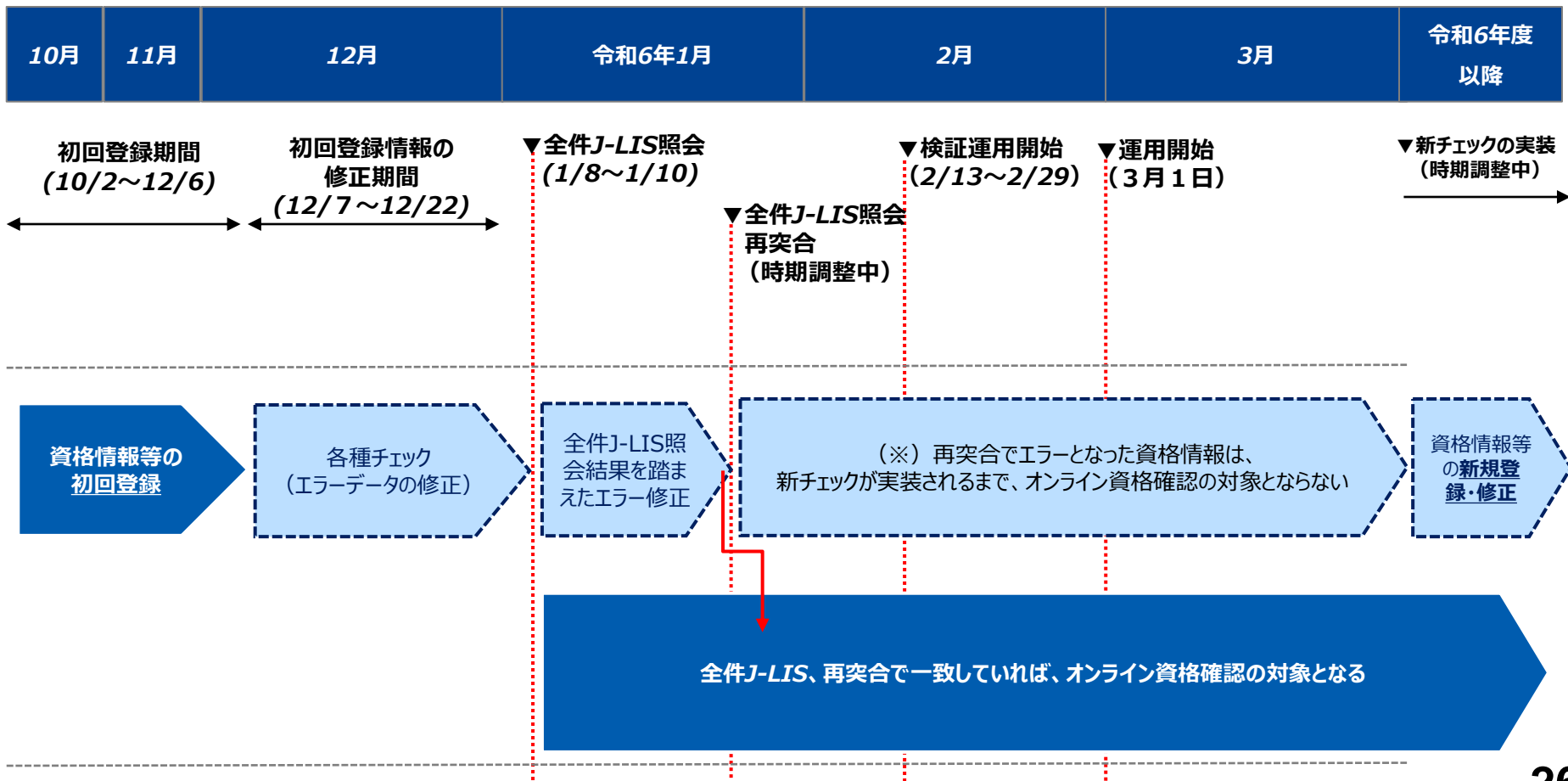
委託（10/10）

受託事業者

医療扶助オンライン資格確認の本格運用に向けたスケジュールについて

医療扶助オンライン資格確認の本格運用に向けたスケジュールは次のとおり。

- 1月：**全件 J-LIS照会を実施**。中間サーバー（支払基金）の既登録情報と**基本 5 情報の一致**を確認。
- 2月：**検証運用開始**。医療機関等において、オンライン資格確認が可能。
- 3月：**本格運用開始**。本人において、マイナポータルでの資格情報等の確認が可能。
- 令和6年度以降：中間サーバにおける新チェック機能が運用開始。**新規登録、更新について随時J-LIS照会**。



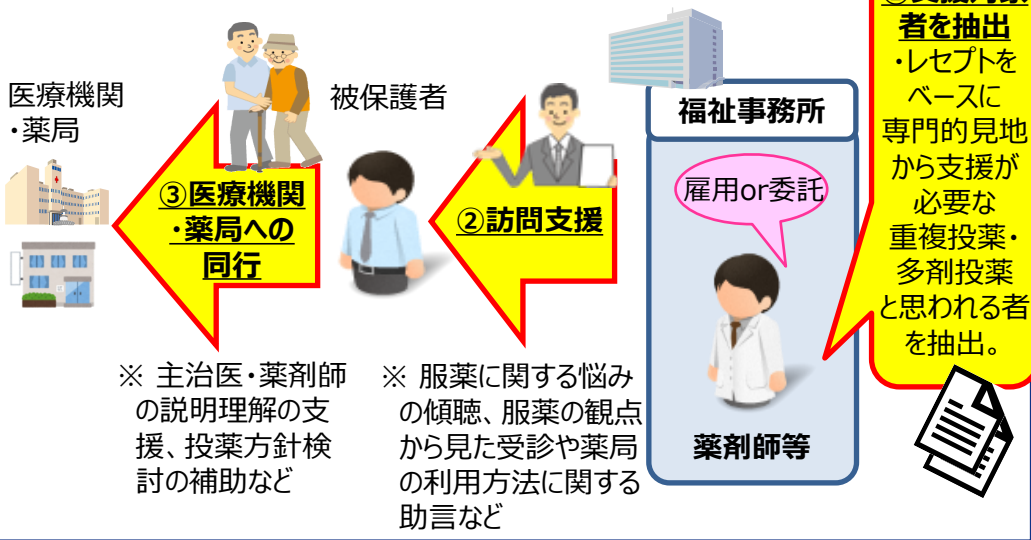
多剤投薬の適正化に向けた支援等の強化

令和6年度当初予算案 医療扶助適正実施推進事業 23億円の内数(23億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多剤投薬については、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させ、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、特に高齢者においてポリファーマシー（多剤服用でも特に害をなすもの）に着目した対策の必要性が指摘されている等の状況を踏まえ、令和5年度からレセプトから多剤投薬に着目した点検を行い、当該対象者に保健指導・生活支援や相談支援等の取組を実施している。
- 今般、令和6年度からの第4期医療費適正化基本方針として、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標を設定することが考えられること、効果算定（医療費見込みの推計方法）としては9種類以上投与されている65歳以上の患者数と一人当たりの調剤費等を用いて算定することが示されたところ。
- これを踏まえ、現行（15種類以上）より多くの対象者（9種類以上）への指導要否の検討に係る取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 多剤投薬適正化指導の強化（医療扶助適正化事業）
【令和5年度から実施】
【実施主体】福祉事務所設置自治体
【補助率】3/4
 - ・ 多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出
 - ・ 薬剤師等医療関係者の配置又は業務委託により、専門の見地から多剤投薬となっている者に対する受診や薬局の利用方法等に関する指導を実施
- 【補助内容】多剤投与の対象者を9種類以上とする場合に指導を行う薬剤師等1名 → 3名分への追加配置に係る経費を補助
- (※) 9種類以上服薬している65歳以上の被保護者数は、15種類以上と比べて約3.5倍

頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル実施

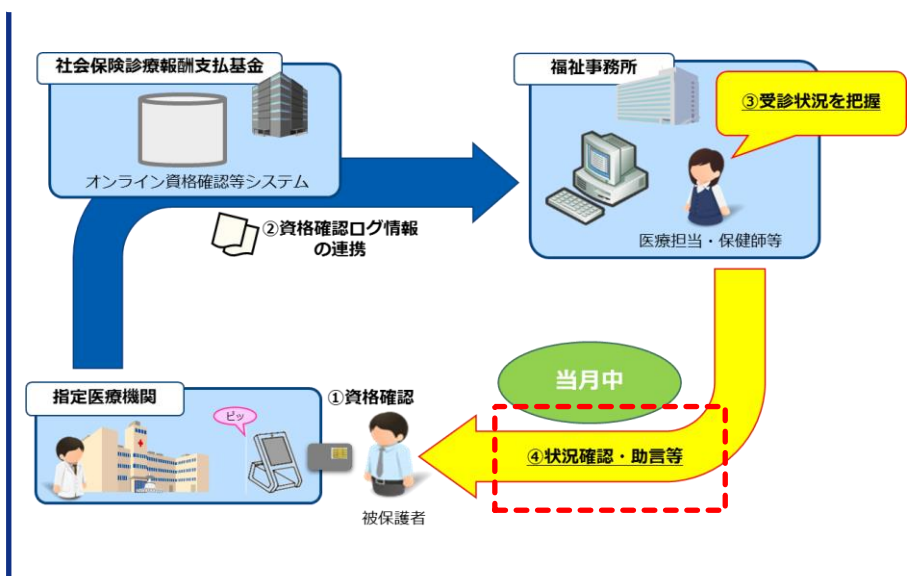
令和6年度当初予算案 63百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 頻回受診対策については、被保護者に頻回な受診行動が定着するより以前の早期に適正な受診を促すことが重要と指摘されている一方で、現行の頻回受診指導は、レセプトから対象者を抽出して実施しているため、受診から実際の指導までに2か月程度のタイムラグが生じており、効果的な取組が難しい。
- この点について、オンライン資格確認の導入後（令和5年度中導入予定）、福祉事務所には、オンライン資格確認等システムから被保護者の受診状況が連携される。この機能を用いて、福祉事務所において早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより適正な受診を推進する。
- 令和6年度においては、医療扶助のオンライン資格確認が円滑に稼働している自治体にてモデル的に実施する。

※ オンライン資格確認システムの1機能である「資格実績ログ」を活用。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル実施
(医療扶助適正実施推進事業において実施)

【実施主体】 モデル事業実施自治体

【補助率】 10/10

- 福祉事務所において、被保護者が医療機関の窓口で資格確認を行った際の実績（ログ情報）から、被保護者の受診状況を把握する。
- 福祉事務所は、当月に同一医療機関に15日以上受診している者について、早期に状況確認や相談支援を行い、必要に応じて訪問等による助言等を行う。

※ オンライン資格確認の仕組みで把握できるのは、資格確認の実績であり、頻回受診者の特定まではできないことに留意し、早期の段階での状況確認や相談支援等の支援を主とした対応を行う。

生活保護システムの標準化について

概要

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）等において、地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、地方自治体行政の様々な分野で業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることが示された。20の基幹業務が対象となり、業務プロセス・情報システムの標準化を進め、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を目指している。
- 生活保護業務においては、令和2年12月より地方自治体の生活保護におけるシステムや業務プロセスについて、現状や課題を把握するための調査研究事業を開始した。

令和5年度の取組

- 令和5年6月から11月まで有識者検討会及び3つのワーキングチームを立ち上げ、検討を実施した。その結果を踏まえ、論点整理を行い生活保護システム標準仕様書第2.0版の案を策定した。
- 令和5年11月から12月まで生活保護システム標準仕様書第2.0版の案に対して全国の自治体等に対して意見照会を実施。
- 令和5年度末を目途に生活保護システム標準仕様書2.0版を作成し、公表する予定。

今後の予定、依頼事項

- 来年度も引き続き、地方自治体等への照会結果を踏まえて課題等に関して議論を進め、標準仕様書の更なる精度向上のため、調査研究を実施する予定としている。今年度と同様、全国の自治体等に対する意見照会を予定しているため、自治体の皆様のご協力をお願いしたい。
- また、令和7年度までに生活保護システムを標準準拠システムへ移行することについて、ご協力をお願いしたい。

児童手当拡充に対する生活保護制度の対応方針

○今回の対応方針

児童手当の多子加算の増額は、次元の異なる少子化対策として行われるものであることなどを踏まえ、多子加算の拡充を収入認定除外とする。

※ 現行の児童手当は全額収入認定した上で、最低生活費に児童養育加算を計上。

児童養育加算 1人あたり（高校生年代まで）	月額 10,190円
--------------------------	------------

(収入認定除外のイメージ)

【児童手当】

第3子以降
(小学生以下)

(中学生・高校生年代^(※))

※高校生年代の現行額については児童養育加算相当分

現行額
1.5万円
1万円

拡充後
3万円

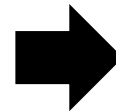
差額
1.5万円
2万円

収入認定除外

※ 高校生年代への新たな10,000円の給付については、既に生活保護基準において高校生年代へ10,190円の児童養育加算が行われていることから、児童手当10,000円（第3子以降の高校生年代の場合は30,000円のうち10,000円）は収入認定する。

【現行の児童手当】 (月額)

第1・2子		多子（第3子以降）	
3歳未満	15,000円	}	15,000円
}	10,000円		小学生
		中学生	
高校生年代	0円	高校生年代	0円



拡充

(2024年10月～)

【拡充後の児童手当】 (月額)

第1・2子		多子（第3子以降）	
3歳未満	15,000円	}	30,000円
}	10,000円		
		中学生	
高校生年代	10,000円	高校生年代	

子のカウント方法：高校生年代（18歳年度末）まで

子のカウント方法：22歳の年度末まで（親等の経済的負担がある場合）

4 重層的支援体制整備事業の取組状況

(1) 現状・課題

- 重層的支援体制整備事業については、制度開始から3年が経過した。令和5年度においては189市町が重層事業を実施しており、令和6年度は346市町村が実施する予定である。引き続き、重層事業の効果的な実施による包括的な支援体制の整備を進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に本事業に移行できるよう、適切な支援が必要である。

(2) 令和6年度の取組

- 地域共生社会の実現に向けて、令和2年の社会福祉法改正法の附則に基づき、各自治体の重層事業への取組状況等も踏まえながら課題を整理し、社会福祉法の見直し等の検討を開始する。
- 都道府県において重層事業を実施する市町村をバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に対して補助を行うほか、重層事業への移行を希望する市町村に対して補助を実施する。
- 国において、都道府県・市町村職員や重層事業に従事する職員等を対象とした人材養成事業に加え、重層事業未実施自治体や移行準備中の市町村を対象とした研修も実施予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、重層事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層事業の実施計画の策定や事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いする。また、国が行う人材養成研修について、重層実施市町村のみならず、事業未実施市町村向けの研修も実施する予定であるので、積極的に参加されたい。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いする。

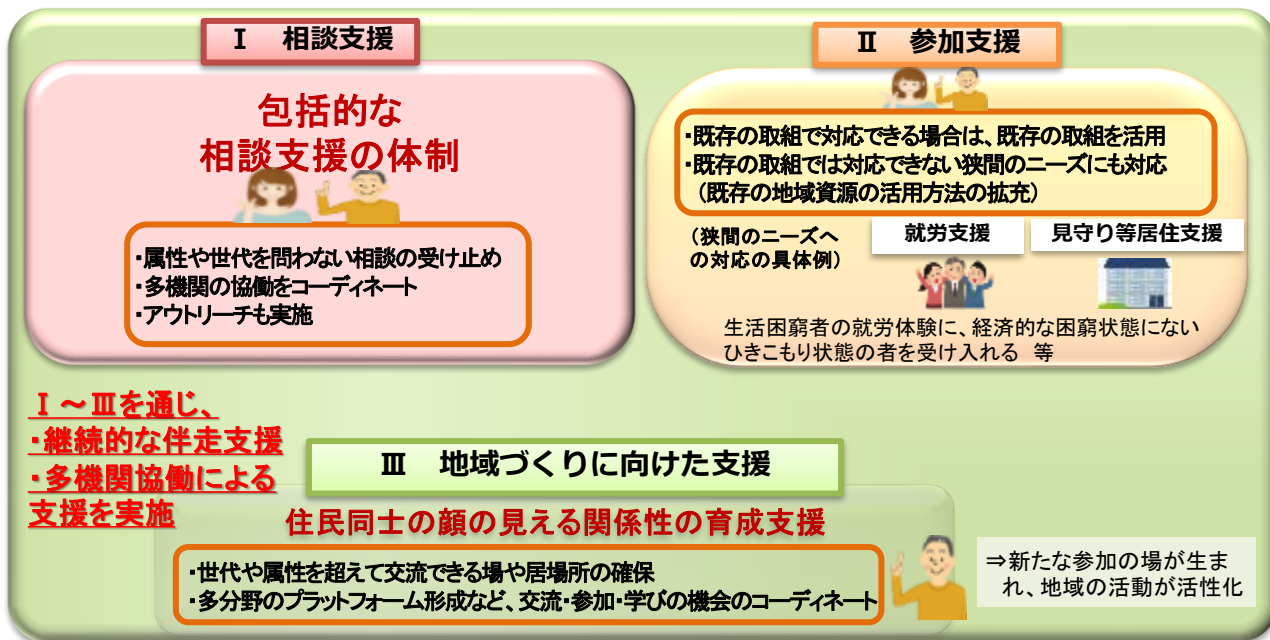
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

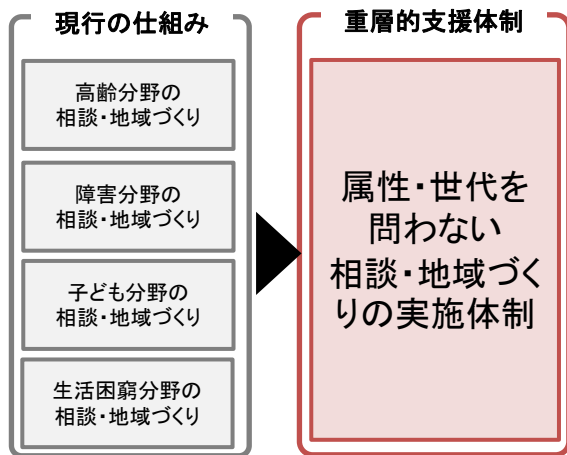
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う**。



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和6年度予算案
555億円
(令和5年度予算:351億円)

【重層的支援体制整備事業】令和6年度予算案：543億円（令和5年度予算：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和6年度予算案：12億円（令和5年度予算：29億円）

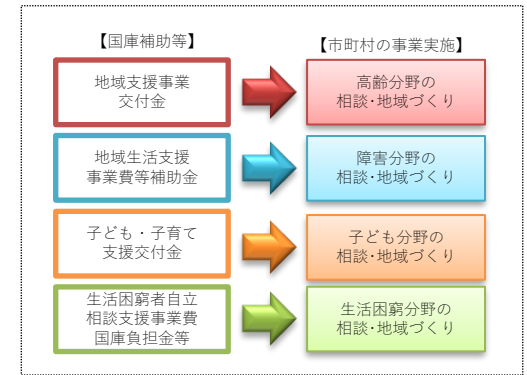
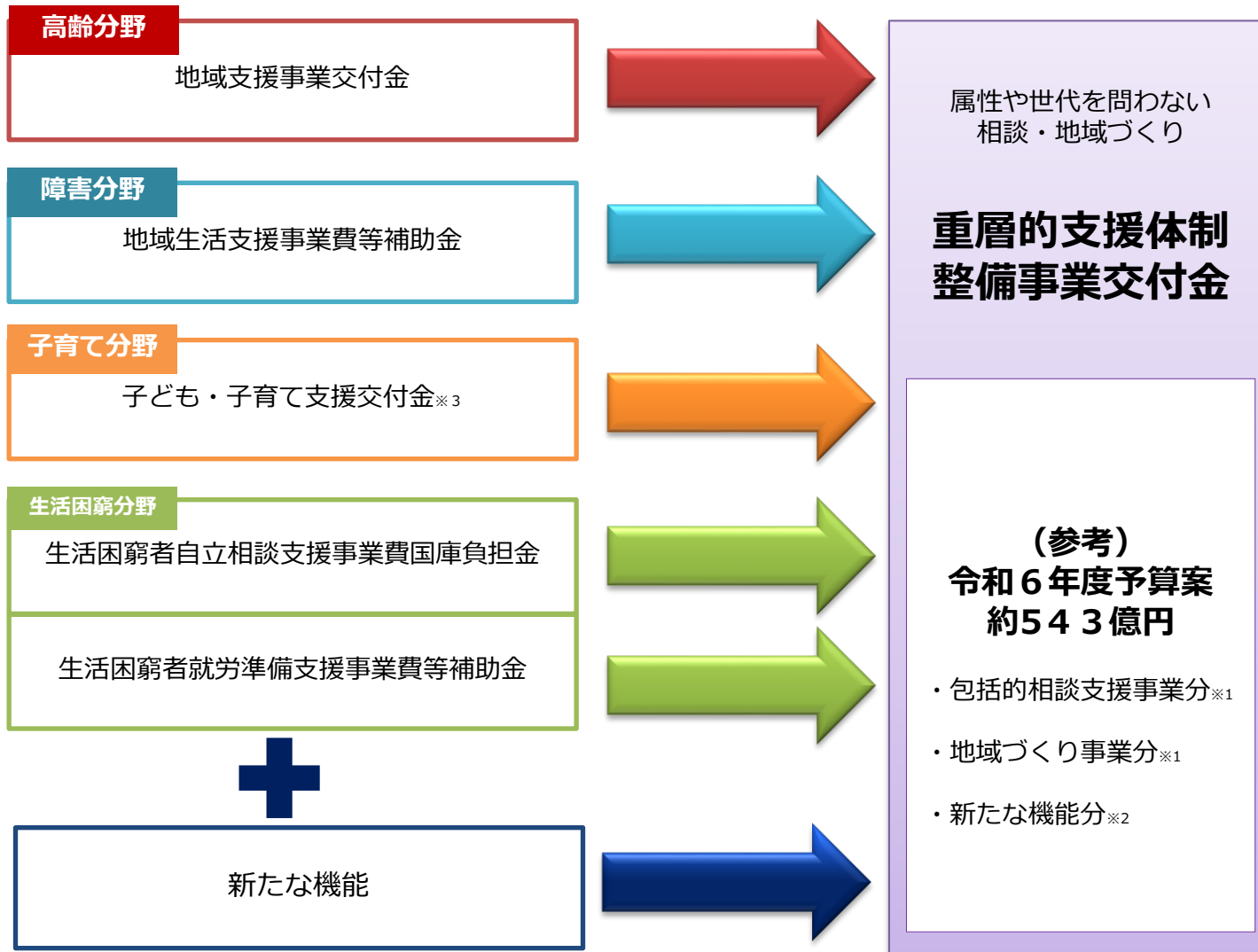
- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・ 高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・ 障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・ 子育て（利用者支援事業）
 - ・ 生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業

- ・ 高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・ 障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・ 子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・ 生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・ 多機関協働事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・ 子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・ 重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

5 自殺対策の推進について

(1) 現状・課題

- 令和4年には、自殺者総数が前年を上回り、21,881人となった。また、男性の自殺者数(14,746人)が13年ぶりに増加し、女性の自殺者数(7,135人)が3年連続で増加するとともに、小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となった。
- 第4次自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)において、自殺対策の推進のため、取り組むべき施策が位置づけられた。
- 令和5年6月2日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。
- 令和5年9月8日には、国と地方公共団体の連携を強化し、こどもの自殺対策を一層推進していくため、厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣から、首長等宛てに、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の推進、ゲートキーパー研修の受講等を盛り込んだ、こどもの自殺対策の推進のためのメッセージを発出した。

(2) 令和6年度の取組

- 関係省庁、自治体、民間団体等が一丸となり、第4次自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに掲げる施策を推進。
- 全国におけるゲートキーパー養成の取組、自殺未遂者に対する支援、「こども・若者の自殺危機対応チーム」による支援を推進。
- 地域自殺対策強化交付金において、引き続き、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。
- 令和5年度補正予算には、「電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等」「社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援」「「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援」に係る経費を計上しており、継続した支援を実施。

(3) 依頼・連絡事項

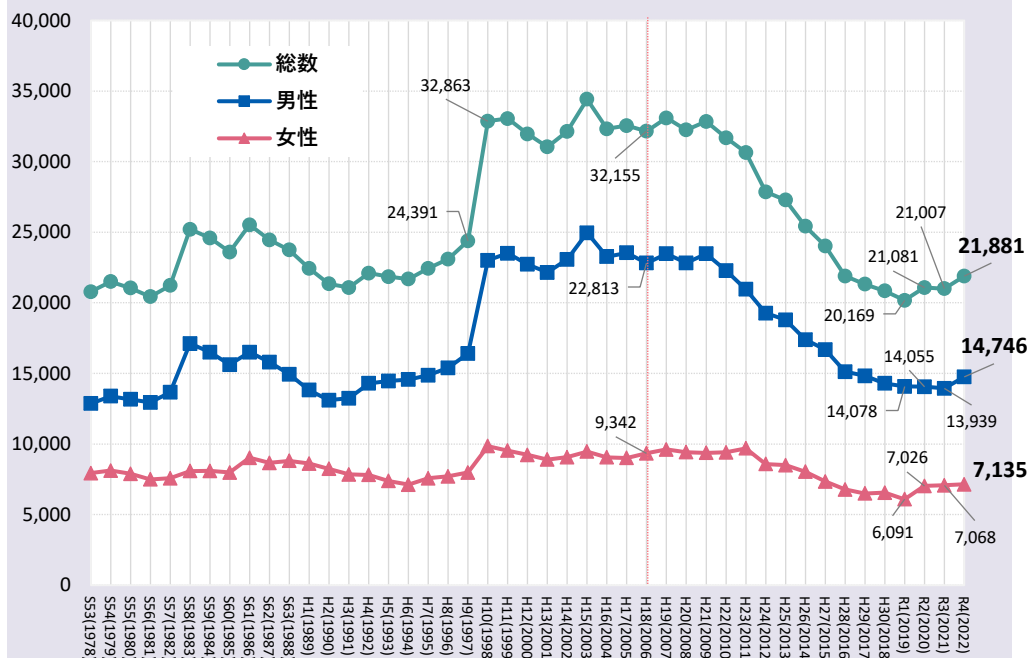
- 第4次自殺総合対策大綱を踏まえ、地域の支援関係者とのネットワーク構築、地域自殺対策推進センターの機能強化等、地域の実情に応じた対策を推進願いたい。
- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市で設置を目指しているため、未設置の都道府県・指定都市においては積極的に設置を検討願いたい。
- 自殺対策強化月間に向けて、中高年男性に相談を呼びかける広報ポスター、広報動画を作成していることから、当該月間における相談事業の強化や普及啓発について願います。
- 地域自殺対策強化交付金については、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講をお願いする。



自殺者数の推移

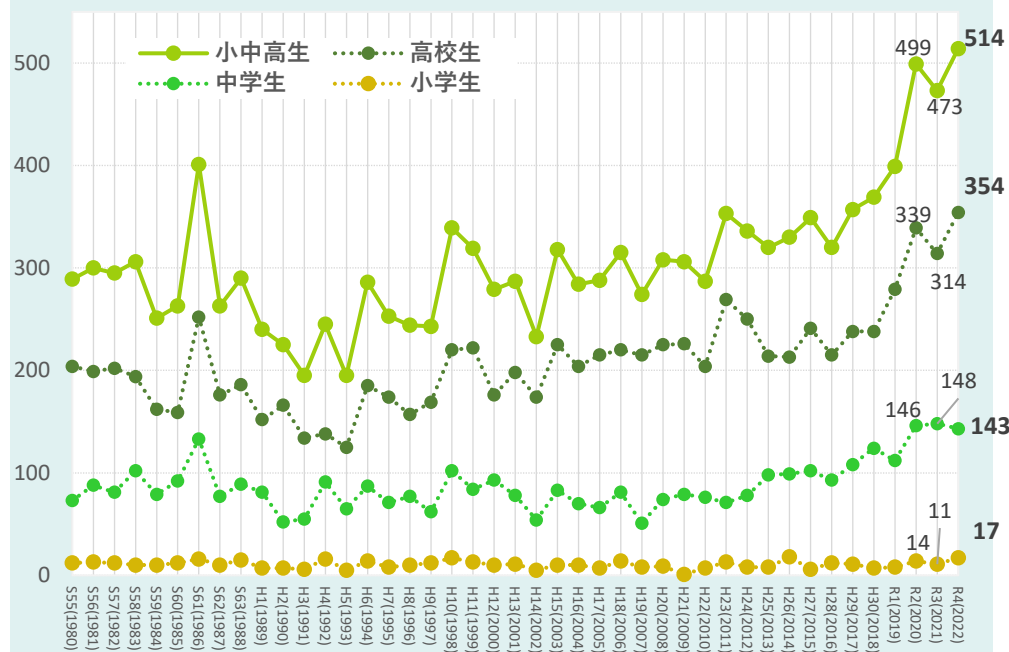
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和4年には、自殺者総数が前年を上回り、21,881人となった。また、男性の自殺者数が13年ぶりに増加し、女性の自殺者数が3年連続で増加した。



小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和4年には、過去最多の514人となった。



「第4次自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぱらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

令和6年度当初予算案 38.9億円(令和5年度当初予算37.0億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	30.5億円	(29.8億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.2億円	(1.1億円)
調査研究等業務交付金	6.0億円	(4.9億円)
ゲートキーパー基盤整備事業費	0.3億円	(0.3億円)
その他(本省費)	0.9億円	(0.9億円)

※令和5年度補正予算額

地域自殺対策強化交付金 20.7億円

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和6年度当初予算案：30.5億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の实情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施

自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、 こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援 (令和5年度補正予算額：20.7億円)

- 都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化及び地域の支援機関へのつなぎ支援の実施。また、相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援

2. 都道府県自殺対策プラットフォームの構築 (令和6年度当初予算案：1.2億円)

- 都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは十分な効果を生まない場合があるため、関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みである「地域自殺対策プラットフォーム」の構築を支援

3. 指定調査研究等法人の機能確保等 (令和6年度当初予算案：7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」や、自殺総合対策大綱を踏まえた取組等を推進するため、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」事業に取り組み地方自治体への支援を行うとともに、指定調査研究等法人における体制の拡充として、自殺念慮を抱えている方に強い影響を与える懸念のある著名人の自殺報道等への対応を強化
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和6年度当初予算案 37億円の内数 (35億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

※ 令和5年度補正予算額 20.7億円の内数

(37億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	31億円
調査研究等業務交付金	6億円

1 事業の目的

- 令和4年(2022年)の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者: 次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了: 地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率: 10/10

各

都道府県知事 殿
指定都市市長 殿
都道府県議会・指定都市議会議長 殿
都道府県・指定都市教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いではありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多となっています。

こうした非常事態に対処するため、政府は、昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定し、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリリーダースhipの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な予算を要求しています。主なものを2点、ご紹介します。

- 1) 自殺リスクの高い児童生徒への対応といった観点で、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

- 2) 自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。

是非、都道府県及び指定都市におかれましては、児童生徒の自殺リスクを早期に発見すると同時に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を通じて、学校と地域が連携して、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。

9月10日から9月16日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めさせていただきますようお願いいたします。

こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉将信

ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは...

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

<普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省X(旧Twitter)での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



自殺総合対策大綱において、**国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすること**を目指している。

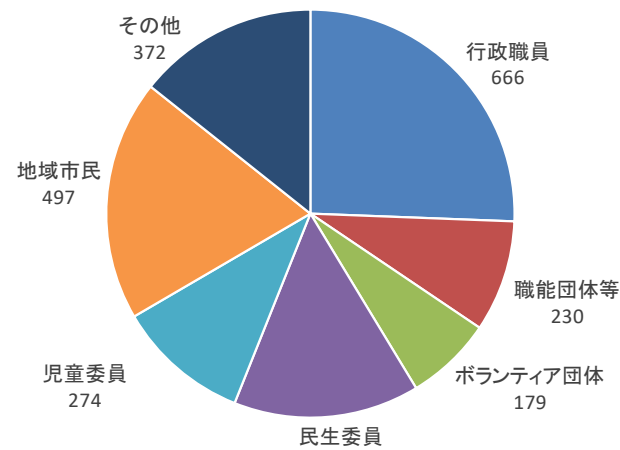
➤ 令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%

<各自治体における研修の実施状況>

● 令和3年度 約18万5千人

※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計。
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。

受講対象者の属性

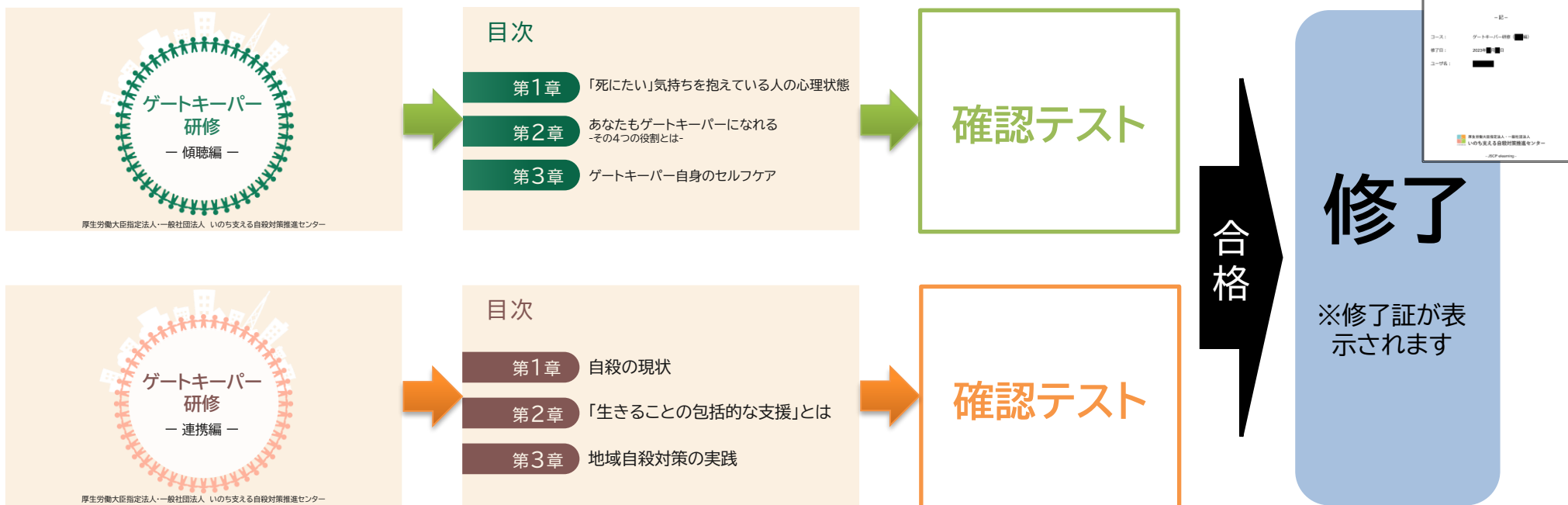


※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計

JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

【受講の流れ】



6 困難な問題を抱える女性への支援の推進について

(1) 現状・課題

- 令和6年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行される。女性支援新法では、新たに、基本計画の策定や支援調整会議の設置、市町村における女性相談支援員の配置、民間団体との協働による支援等が規定され、女性の福祉の増進という目的の下、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとしている。
- 厚生労働省においては、女性支援新法の円滑な施行に向け、①地方自治体が開催する研修会等における行政説明、②支援の指針となる各種ガイドライン等の策定、③女性支援特設サイトの開設、④全国フォーラムの開催等に取り組んでいる。

(2) 令和6年度の取組

- 女性相談支援員の活動の強化や女性自立支援施設へ通所しながら相談支援等を継続的に受けることのできるモデル事業の実施、女性相談支援センター全国共通ダイヤル設置の検討等、引き続き、困難な問題を抱える女性への支援を推進する。
- 女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を進める。

(3) 依頼・連絡事項

- 女性支援新法においては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（基本計画）の策定を都道府県に義務づけるとともに、市町村に対しても努力義務として策定を求めている。このため、都道府県の基本計画については令和5年度末までに策定いただくようお願いする。
また、努力義務となっている支援調整会議の設置及び市町村における女性相談支援員の配置についても、積極的にご検討いただくようお願いする。
- 現在、いわゆるホストクラブの利用客が、高額な利用料金の売掛による借金を背負い、その返済のために売春する等の事例が生じている。それぞれの事情に応じて、関係機関が連携しながら支援を行っていくことが重要であるが、引き続き、どこに何を相談して良いかわからない方については、まずは、婦人相談所を最初の相談窓口としていただき、関係機関等で緊密な連携を図りながら、相談者に寄り添った支援に取り組んでいただくようお願いする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「**孤独・孤立対策**」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「**売春をなすおそれのある女子の保護更生**」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」**といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「**売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生**」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒**官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

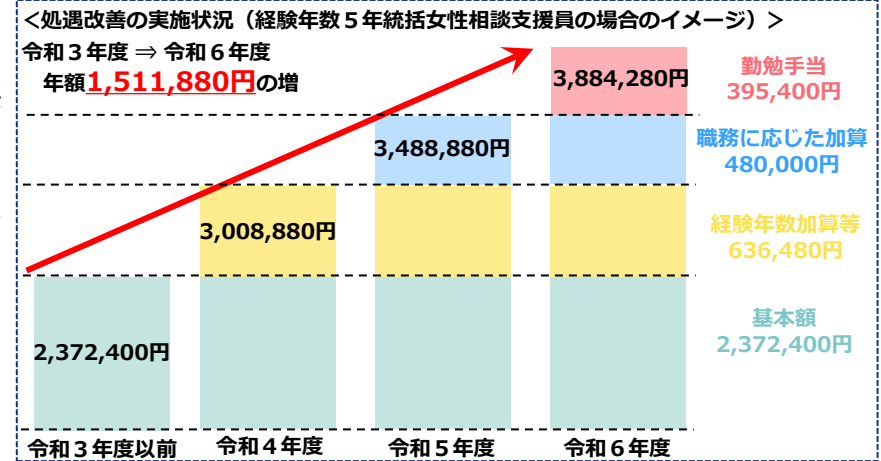
- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大（町村の追加）**。
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設**。



3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>

国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

<相談員配置実績等>

相談員数：1,579人（R4.4.1時点）
相談対応件数：延べ437,113件（R3年度）

<補助単価案>

1. 女性相談支援員手当等

(1) 女性相談支援員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算（R4～）
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～） 研修修了者：年額 395,400円

研修未修了者：年額 307,800円

(2) 統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）

(3) 主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費

- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円
- イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

3. ピアサポート

施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

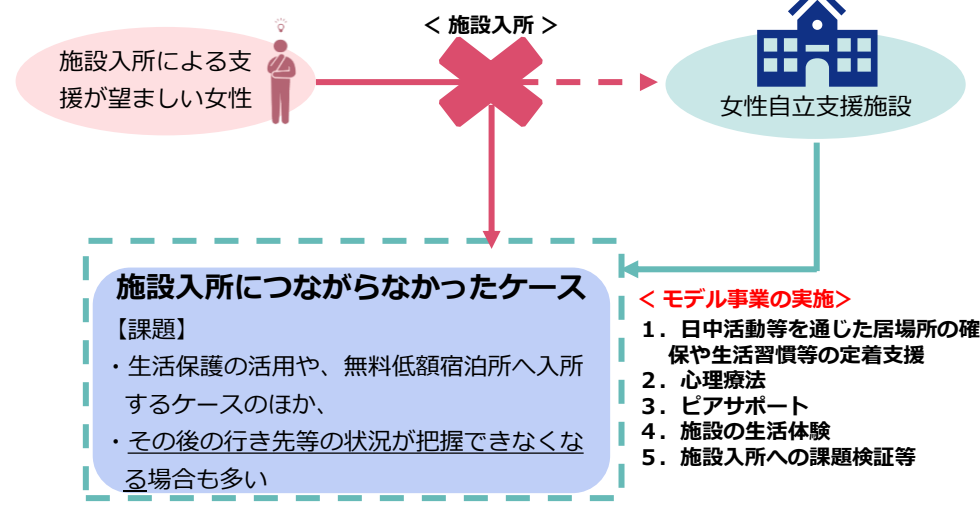
4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

7 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

(1) 現状・課題

- 地域生活定着促進事業では、高齢又は障害のある矯正施設退所者等を福祉サービス等につなげる支援（いわゆる「出口支援」）に加え、令和3年度から被疑者等への支援（いわゆる「入口支援」（被疑者等支援業務））を開始している。
- 事業を着実に実施するとともに、新たな支援ニーズ等に対応していくため、国と地方の適切な協働を推進するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、支援の質の向上、地方公共団体や関係機関等との連携による官民協働の支援ネットワークを構築し、センターの効率的・効果的かつ持続的な運営の確保等を図ることが課題となっている。

(2) 令和6年度の取組

- 国庫補助の方式は、令和5年度と同様に、国3/4、都道府県1/4の定率補助。これに伴い発生する都道府県負担分については、引き続き、地方財政措置が講じられる予定。
- 国において、地域生活定着支援センター職員を対象とした地域生活定着支援人材養成研修の充実化を図る。

(3) 依頼・連絡事項

- 本事業の意義等を十分に御理解いただき、各都道府県におかれては、引き続き、必要な事業費及び都道府県負担に係る予算の確保・執行をお願いします。
- 被疑者等支援業務については、関係機関と協働を積み重ねるなどの連携構築を図った上で事業実施をお願いします。また、弁護士との連携を含めた支援を円滑かつ着実に、そして効果的に実施できるよう併せてお願いします。
- 支援対象者の円滑な地域生活への定着について、既存の制度・サービスとの一体的な事業実施のみならず、居住支援等の他分野の各種協議会も含めた官民協働による支援ネットワークを構築するなど、より一層、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いします。
- 地域生活定着支援人材養成研修については、対象となる職員の積極的な受講をお願いしたい。

地域生活定着促進事業

令和6年度予算案額 384億円の内数 (395億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や地域生活への定着のための支援を行うことより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

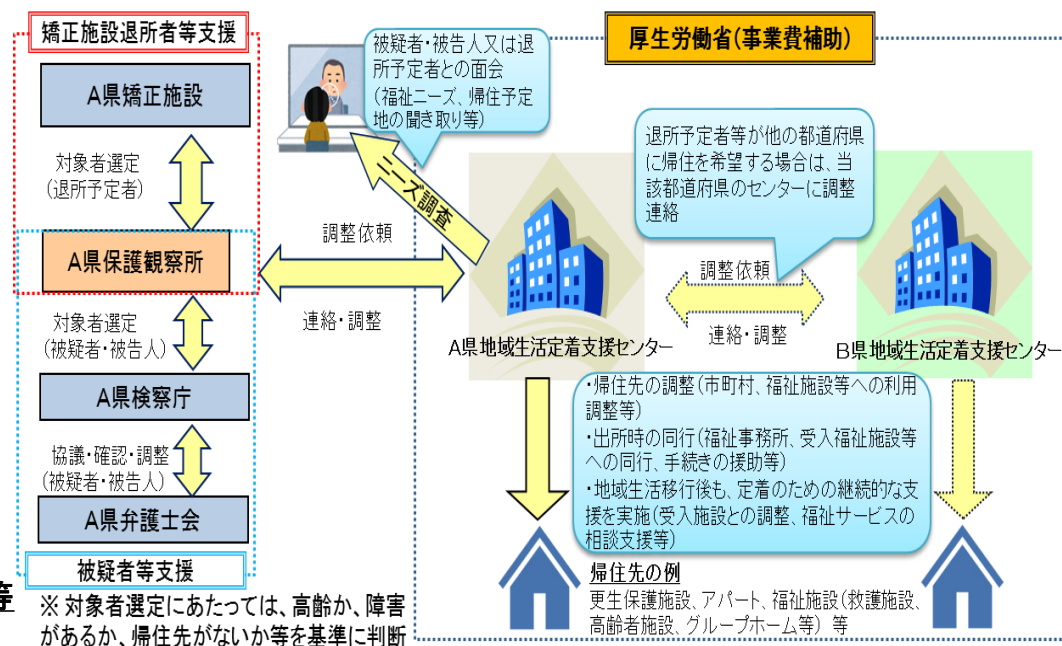
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携し、以下の業務を実施。

- ① コーディネート業務**
矯正施設退所予定者の福祉サービス等の利用調整
- ② フォローアップ業務**
矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー
- ③ 被疑者等支援業務**
被疑者等の福祉サービス利用調整や継続的援助
- ④ 相談支援業務**
犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援
- ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**

スキーム図



実施主体

実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）
補助率：3/4の補助率（都道府県負担分については、地方財政措置予定）

8 ひきこもり支援について

(1) 現状・課題

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府が令和4年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」結果では、15～64歳の年齢層において50人に1人程度がひきこもり状態にあるとの調査結果となっており、支援体制の整備が必要。また、昨年6月に交付された「孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づき、ひきこもり支援の推進を図っていくこととしている。
- 支援対象者の抱える課題は複雑・複合化しており、支援の困難さや長期化により支援者自身が疲弊し、効果的・継続的な支援を阻害しているとの課題もある。

(2) 令和6年度の取組

- 令和6年度予算（案）においては、各自治体における、ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、市町村が、新たにひきこもり支援を開始する場合の準備経費に対して補助を行い、支援体制整備の促進を図る。また、ひきこもり支援従事者をケアするための加算を創設し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。
- 今年度から令和6年度にかけ、8050世帯の顕在化など、ひきこもり支援にかかる現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき支援マニュアル（仮称）の策定を進めている。

(3) 依頼・連絡事項

- 各市町村においては、令和6年度予算（案）を積極的に活用いただき、ひきこもり支援センター等の設置を進め、相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築を推進願いたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。
- 全市町村に対してお願いしている、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組については、ひきこもり支援構築の基礎となる取組みであることから、未だ実施されていない市町村におかれては、早急な取組みをお願いしたい。また、都道府県においても、管内市町村の取組状況の把握に努め、必要なバックアップをお願いする。

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和5年度：245市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和5年度：32市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和5年度：93市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和5年度：120市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援（拡充）

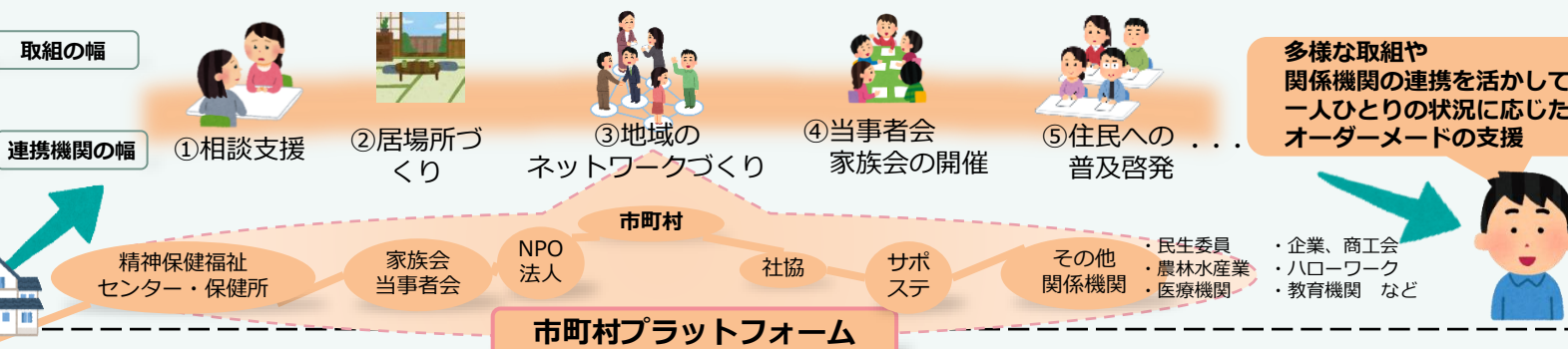
新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



後方支援 立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置 等

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の 気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



令和6年度当初予算案 **16**億円 (16億円) ※()内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を促進する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の促進

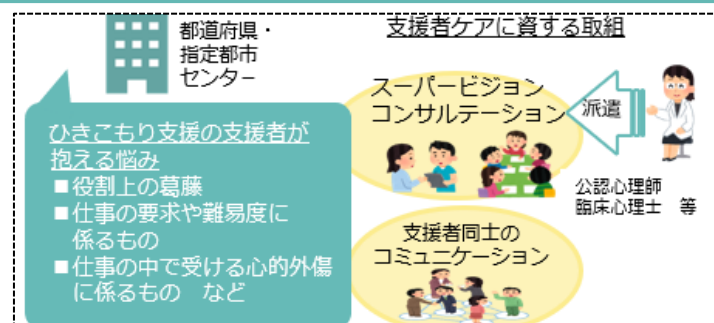
ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保(※1)するとともに、市町村の支援環境の整備を促進させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助(※2)する。

- | | | | |
|----|--|------------------|---------|
| ※1 | ・実施主体：都道府県・市町村 | ＜令和4年度実績＞ 257自治体 | 補助率：1/2 |
| ※2 | ・実施主体：市町村（指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る） | | 補助率：3/4 |

② 支援者ケア加算の創設

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算(2,000千円)を行う。

- ・実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様



ひきこもり支援にかかる支援マニュアル(仮称)の策定に向けた調査研究事業

【背景】

- 厚生労働省においては、ひきこもり状態にある方やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、支援現場や関係者の指針とされているものは、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があるが、策定後10年以上が経過し、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき新たな指針が必要である。

【目的やマニュアルの考え方】

- 都道府県・指定都市・その他市区町村におけるひきこもり対象者への多様な支援について調査を行い、対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、マニュアル（仮称）の骨子をまとめることを目的とする。
- 当事者及び家族に寄り添う相談支援を実施するための指針とするため、支援にあたっての心構えや姿勢（価値や倫理）についても記載する。
- ひきこもり当事者や家族等のおかれた状況は多様であることから、社会的孤立や生きづらさを抱えながらひきこもっている方やその家族を幅広くとらえ支援の対象とすることを記載する。
- 名称については、今後、調査研究のなかでの議論を踏まえ設定する。（マニュアル、手引き、指針等）

検討スケジュール（予定）

【検討委員会】

第1回 令和5年8月7日（月）

- ・悉皆調査内容の検討
8月～9月 調査実施
- ・作業部会委員検討

第2回 令和5年12月

- ・骨子（案）の検討

第3回 令和6年1月

- ・骨子の検討、自治体あて意見照会

第4回 令和6年2月

- ・マニュアル（仮称）の骨子案の検討、報告書（案）作成

【作業部会】

自治体職員等による
作業部会を設置

令和5年10月 第1回

第2回

11月 第3回

※調査結果をもとに、必要な
支援について検討

令和6年1月 第4回

骨子（案）の確認

検討委員会構成

石川 良子（松山大学人文学部社会学科教授）

※宇佐美政英（国立国際医療研究センター国府台病院
児童精神科診療科長）

※近藤 直司（大正大学名誉教授）

※斎藤 環（筑波大学医学医療系社会精神保健学教授）

◎長谷川俊雄（白梅学園大学名誉教授）

林 恭子（一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事）

板東 充彦（跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科教授）

藤岡 清人（特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり
家族会連合会理事長（共同代表））

山崎 正雄（高知県立精神保健福祉センター
（高知県ひきこもり地域支援センター）所長
全国精神保健福祉センター長会

ひきこもり者支援検討委員会委員長）

◎は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究
メンバー及び研究協力者

9 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- ・ 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に創設され、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。
- ・ 成年後見制度が十分に利用されていなかったことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立。
- ・ 令和4年3月、第二期成年後見制度利用促進基本計画（期間はR4～R8年度の5年間）を閣議決定。
- ・ 第二期計画を踏まえ、成年後見制度の利用も含めた権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

(2) 令和6年度の取組

- ・ 第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進める。
- ・ これらを推進するため、令和6年度予算案では、「都道府県・市町村・中核機関における権利擁護支援体制の強化」や、「地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化」のほか、身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施」などに必要な経費を計上している。
- ・ また、令和6年度は、第二期計画の中間検証として、各施策の進捗状況等を踏まえた課題の整理・検討を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 第二期計画において、以下の項目について令和6年度末までのKPIが設定されているので、取組を進めていただきたい。
- ・ 都道府県におけるKPI ※以下のKPIについて、令和6年度末までに全都道府県で実施
 - ①担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針の策定、②担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施
 - ③市町村長申立てに関する研修の実施、④都道府県単位等での協議会の設置、⑤意思決定支援研修の実施
- ・ 市町村におけるKPI ※以下のKPIについて、令和6年度末までに全市町村で実施
 - ①市町村計画の策定、②成年後見制度や相談窓口の周知、③中核機関の整備、④成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和6年度当初予算案 11.4億円 (8.1億円) ※()内は前年度当初予算額

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



後犬ちゃん

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況

・市町村による中核機関の整備	935市町村	(53.7%)	/1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	19都道府県	(40.4%)	/47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、**法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進**を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1) のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、**金銭管理が必要な者の将来推計を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業**に取り組む。



令和6年度当初予算案 1.0億円の内数(98百万円) ※()内は前年度当初予算額

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

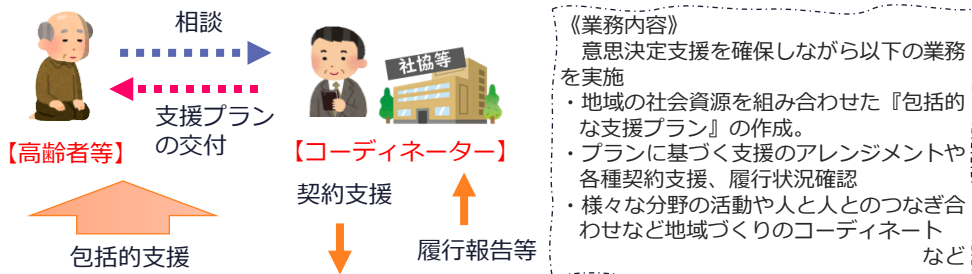
【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



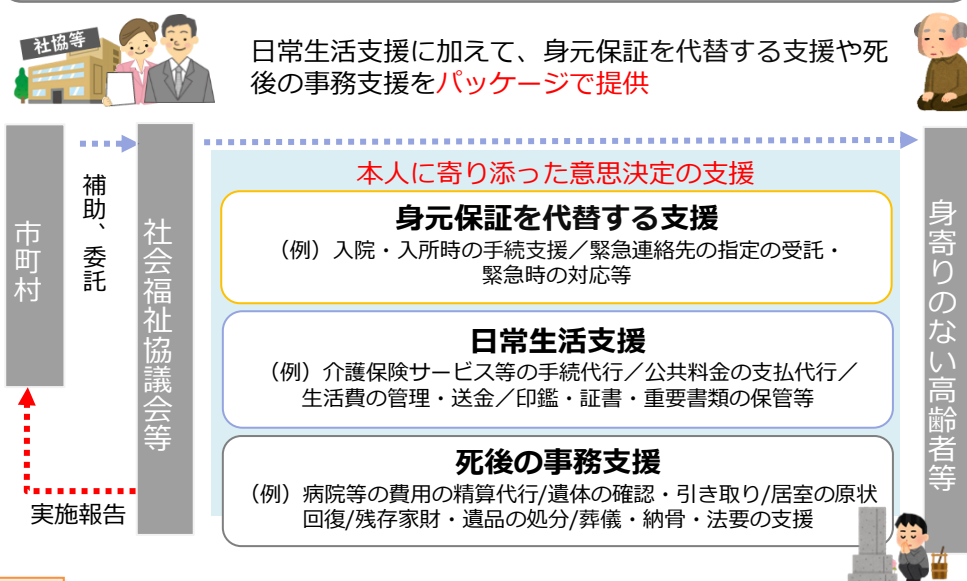
単身高齢者等包括支援プラットフォーム

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



10 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状・課題

- 介護人材の確保・育成は喫緊の課題。第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2019（令和元）年度の介護職員数約211万人に加えて、2025年度末までに約32万人（合計約243万人）、2040年度末までに約69万人（合計約280万人）が新たに必要になると見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和6年度の取組

- 令和6年度に拡充等する取組については、次のとおり。
 - ・ 令和6年度の国が行う「介護のしごと魅力発信等事業」では、これまでの取組に加え、更に効果的な魅力発信を行うため、新たに介護職が自らの仕事の魅力ややりがいを発信するコンテンツを作成し、情報発信事業者に提供する取組を新たに実施。
 - ・ 「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」について、受入介護施設等が「居住費などの生活費」の現行の補助基準額を超えて積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算を行うことを可能とする。
 - ・ このほか、令和5年度補正予算に計上された、
 - ・ 介護事業者等に対して、外国人介護人材の活躍を支援するツール導入費用や、海外現地での人材確保に資する取組に要する費用を助成する「外国人介護人材受入促進事業」
 - ・ 介護分野への参入促進のため、介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデルを構築する「介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業」
 - ・ 地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を行う「地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業」を行う。
- 技能実習制度及び特定技能制度については、令和5年11月30日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書が公表され、今後、出入国在留管理庁を中心に、受入れ対象分野ごとの受入れ見込数の設定（※）等を含め、詳細な検討が行われる見込み。外国人介護人材については、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」において、訪問系サービスなどへの従事等について議論を行っており、引き続き、介護現場の実情や関係団体のご意見等も伺いながら、検討を進める。
※特定技能「介護」では、令和5年度末までの受入れ見込み数を5万900人とし、受入れの上限として運用。

(3) 依頼・連絡事項

上記（2）の取組も踏まえ、特に、以下の点をお願いしたい。

- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施いただいている「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」については、多様な人材の介護分野への参入促進や定着に資するものであることから、同一の趣旨で実施する事業も含め全都道府県において積極的に実施していただくよう、お願いする。
- 外国人介護人材の受入環境の整備については、令和5年度補正予算の活用も含め、積極的に取り組んでいただくよう、お願いする。
- なお、令和5年度補正予算に計上された事業実施の詳細については別途連絡予定であるが、積極的なご活用をお願いする。

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

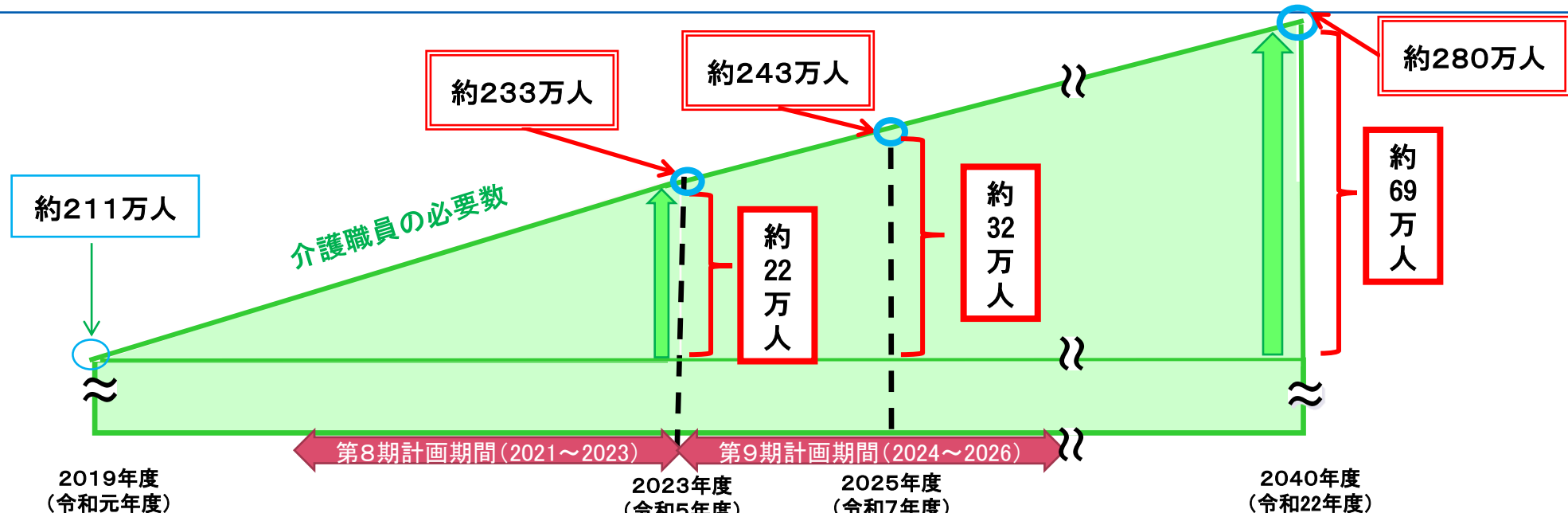
- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。

※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

「介護のしごとと魅力発信等事業」の取組強化

令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.4億円 (3.3億円)

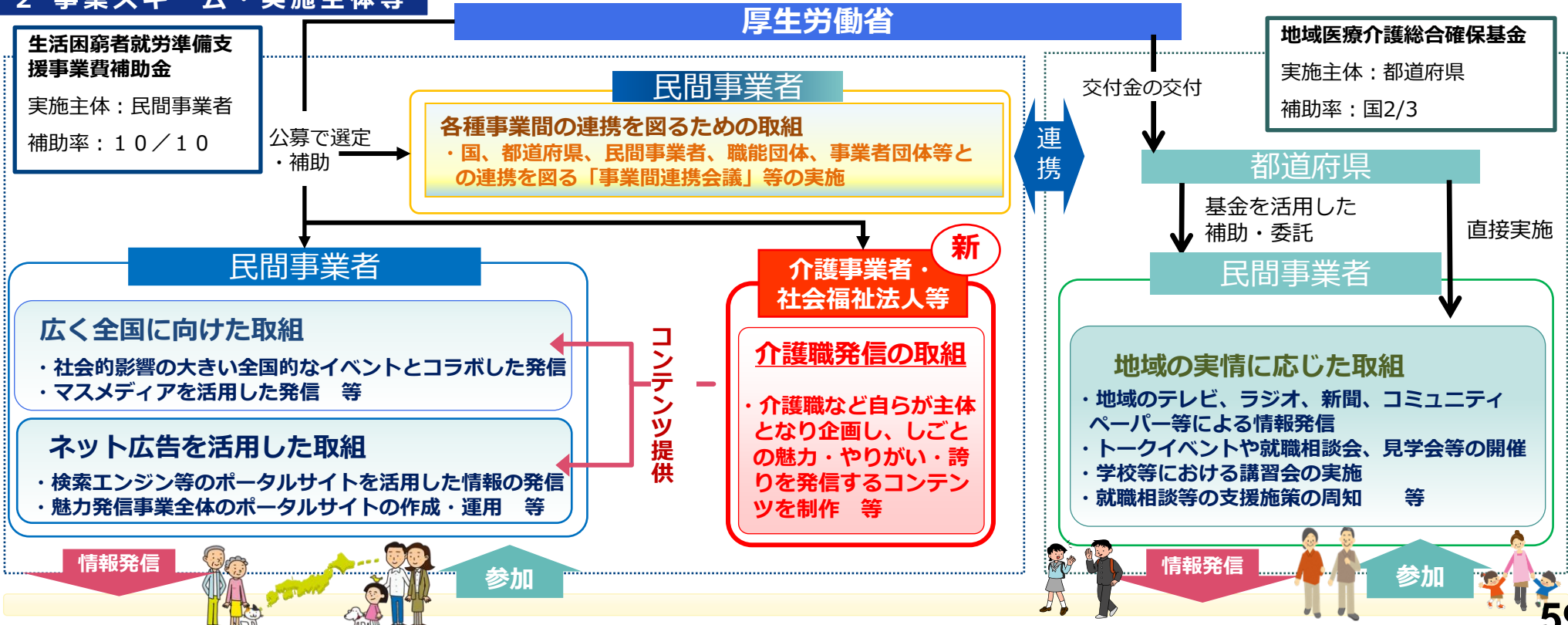
地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (137億円の内数)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- これまで国では、全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信を行ってきたが、最前線である現場の視点から、より具体的な魅力を発信するため、従来の取組に加え、**介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充**し、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、**事業効果の最大化を図る**。
- また、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数(137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等(受入介護施設等)が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等

留学生
(日本語学校・養成施設)

奨学金等の
貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目:日本語学校
学費:月5万円
居住費などの生活費:月3万円(※)
- 2年目・3年目:介護福祉士養成施設
学費:月5万円
入学準備金:20万円(初回に限る)
就職準備金:20万円(最終回に限る)
国家試験受験対策費用:4万円(年額)
居住費などの生活費:月3万円(※)

経費助成

- ・受入介護施設等の奨学金等の総額に対して補助
- ・補助率:1/3
(受入介護施設等の負担:2/3)

都道府県
(委託可)

補助

国

※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

3 事業実績

◆ 実施自治体数:28道県※ 令和3年度実績

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すこととされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

主な検討事項

1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）	中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）	濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）	平川 博之（全国老人保健施設協会）
今村 文典（日本介護福祉士会）	富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）	松田 陽作（日本労働組合総連合）
江澤 和彦（日本医師会）	光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
近藤 篤（民間介護事推進委員会）	吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）
斉藤 正行（全国介護事業者連盟）	（敬称略、五十音順）
内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）	（◎：座長）

開催実績

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）、
令和5年12月4日（第3回）

人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について

(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

概要

- 「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する制度。（※介護事業者による参加表明、宣言による仕組みを導入する例もある。）
- 本制度は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業に位置づけられており、認証評価制度の運営に要する経費を支援。

期待される効果

- 介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、
 - ① 働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進
 - ② 介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進
- これにより、介護業界のイメージアップに繋がることを期待。

評価項目、認証基準の例

	評価項目例（一部抜粋）	認証基準例（一部抜粋）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・ 明確な給与体系の導入・ 休暇取得、育児介護との両立支援・ 業務省力化への取組	<ul style="list-style-type: none">・ 給与支給基準、昇級基準等の策定、周知・ 有給計画的付与、産休育休中の代替職員確保、ハラスメント対策・ ICT活用、介護ロボットやリフト等による腰痛対策
新規採用者の育成体制	<ul style="list-style-type: none">・ 新規採用者育成計画の策定、研修の実施・ OJT指導者、エルダー等へ研修実施	<ul style="list-style-type: none">・ 新規採用者への育成手法、内容、目標が明確な計画策定・ OJT指導者等の設置、職員への公表、研修の実施
キャリアパスと人材育成	<ul style="list-style-type: none">・ キャリアパス制度の導入・ 資格取得に対する支援	<ul style="list-style-type: none">・ キャリアパスの策定、非正規から正規職員への登用ルール・ 職員の能力評価、小規模事業者の共同採用・共同研修の実施・ 介護福祉士等資格取得のため、シフト調整、休暇付与、費用援助

実施自治体数

34都道府県（令和5年4月1日現在）

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（令和4年12月23日厚生労働省）」において、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者を都道府県が認証する取組について、**全都道府県での実施を目指すこととされている。**

1 1 社会福祉法人制度等について

(1) 現状・課題

- 社会福祉法人は、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 社会福祉法人は、こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から施行された「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

(2) 令和6年度の取組

- 社会福祉法人が経営基盤を強化し、地域の中核的存在として良質かつ適切な福祉サービスの提供を行っていくため、社会福祉連携推進法人制度や予算事業の「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」等を含めた連携・協働策について、有効な活用に資するよう、各地の取組事例の発信等により一層推進する。

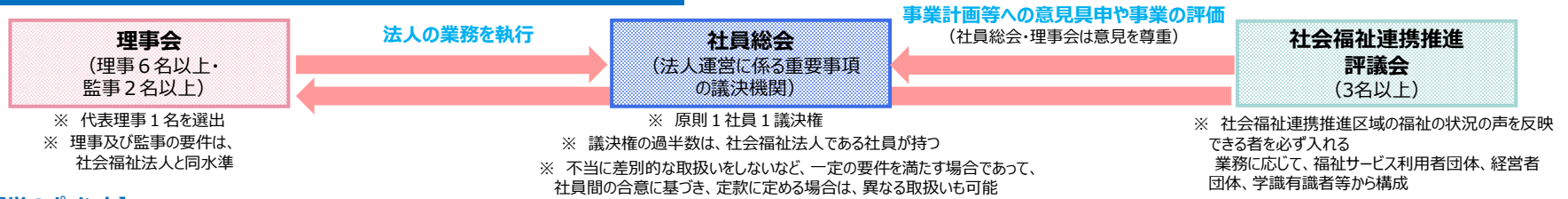
(3) 依頼・連絡事項

- **社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度周知にご協力をお願いする**とともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付けられるよう、引き続き庁内体制の整備をお願いしたい。
- 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業を試行するための補助を行う「**小規模法人のネットワーク化による協働推進事業**」について令和6年度予算案に計上するとともに、社会福祉法人の生産性向上を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進するための補助を行う「**社会福祉法人の生産性向上に対する支援事業**」について令和5年度補正予算に計上したので、**関係者への周知をお願いしたい**。これらの施策の活用を通じて、**法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい**。
- 平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた**社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい**。

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施 (以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可 (社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営 (業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可** (業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献事業の企画・立案 ・ 地域ニーズ調査の実施 ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急物資の備蓄・提供 ・ 被災施設利用者の移送 ・ 避難訓練 ・ BCP策定支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営コンサルティング ・ 財務状況の分析・助言 ・ 事務処理代行 等 ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け ※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要 ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限 ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用・募集の共同実施 ・ 人事交流の調整 ・ 研修の共同実施 ・ 現場実習等の調整 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・ 給食の供給 等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】

社会福祉連携推進法人

大学等福祉・介護人材養成施設への募集活動や合同説明会の開催
合同の職員研修の実施、社員間の人事交流の調整

⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

(社員)

特別養護老人ホームA

特別養護老人ホームB

特別養護老人ホームC

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか)
認定・指導監督

施策名：社会福祉法人の生産性向上に対する支援

令和5年度補正予算 75百万円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2220、2871)

① 施策の目的

社会福祉法人の生産性向上(職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など)を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

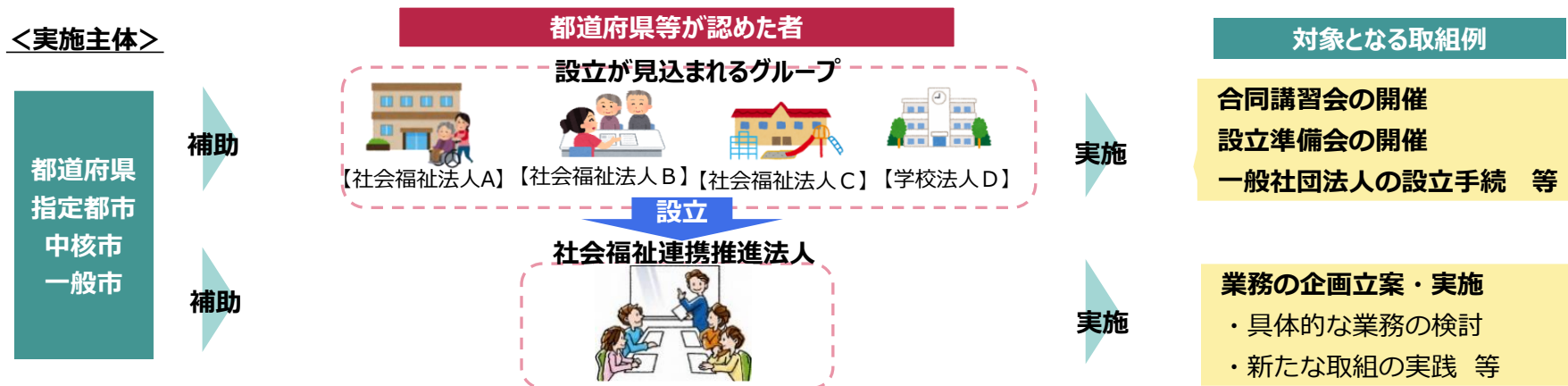
③ 施策の概要

一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(具体的な業務の検討・実施。)の支援を強化する。

(1回限り、定額補助：100万円以内(現行)→250万円以内に拡充。)

④ 施策のスキーム

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)(定額補助)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うことにより、社会福祉法人等の大規模化・協働化による経営の効率化を推進する。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

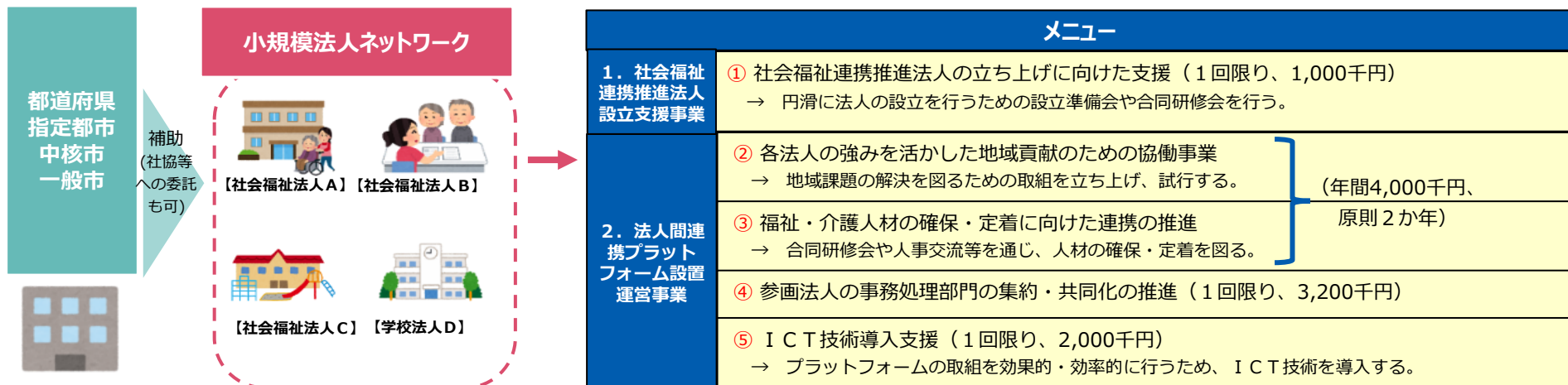
令和6年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
 - また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。
- (※) 事業メニュー「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」(R4～)も活用し、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)
- 補助率：定額補助



1 2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

(1) 現状・課題

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について＞

- 災害福祉支援ネットワークは全都道府県で構築、DWATは45都道府県で設置がされており、今年度中には全ての都道府県での構築・設置される見込み。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、令和3年度から災害時情報共有システムを活用し、災害時の事業所等の被災情報の収集等を行っている。

(2) 令和6年度の取組

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について＞

- 災害時における被災者支援において保健・医療・福祉の連携強化等が求められており、令和6年度予算案においては、保健医療との連携体制の強化や災害時において迅速に支援を実施する対応力の向上を図る取組を促進する。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 災害時情報共有システムについては、すべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、災害時に被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう「災害時情報共有システムの5カ年訓練計画について」に基づき訓練を実施する。

(3) 依頼・連絡事項

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について＞

- 令和6年度予算案においては、災害福祉支援ネットワーク構築推進事業のメニュー事業である「連携体制充実事業」や「災害対応力向上事業」を各都道府県で実施できる体制を確保したので、これらの活用をお願いします。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 令和6年度においても災害時情報共有システムについては「災害時情報共有システムの5カ年訓練計画について」に基づき全都道府県において訓練を実施する予定であるため、協力をお願いします。
- また、当該訓練の詳細のスケジュールについては、今年度末までにお知らせする予定である。

社会・援護局（社会） 施策照会先一覧

施策事項		所管課室	担当係	担当者	内線
1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しについて	保護課	企画法令係	杉本	2827
		生活困窮者自立支援室	法令係	金崎	2217
2	生活困窮者自立支援制度の推進等について	生活困窮者自立支援室	相談支援係	蔦谷	2879
			居住支援係	山口	2874
3	生活保護制度等について	保護課	総務係	高橋	2824
4	重層的支援体制整備事業の取組状況	地域共生社会推進室	支援調整係	鈴木	2289
5	自殺対策の推進について	自殺対策推進室	企画調整係	宮本	2837
6	困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	女性支援室	女性支援係	鈴木	4584
			調整係	鎌田	4586
7	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	総務課	—	中野	2817
8	ひきこもり支援について	地域福祉課	地域福祉係	岩本	2219
9	成年後見制度の利用促進について	成年後見制度利用促進室	自治体支援係	岩崎	2228
10	福祉・介護人材確保対策について	福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	佐藤	2849
11	社会福祉法人制度等について	福祉基盤課	法人経営指導係	大野	2871